

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画

平成 2 4 年 1 0 月

平成 2 4 年 6 月 2 8 日 認定
平成 2 5 年 3 月 2 9 日 変更
平成 2 5 年 7 月 2 5 日 変更
平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日 変更
平成 2 6 年 7 月 2 9 日 変更
平成 2 8 年 3 月 1 5 日 変更
平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日 変更

岐 阜 市

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画 目次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
1 岐阜市の概要	1
2 中心市街地の現状分析	3
3 地域住民のニーズ等の把握・分析	14
4 1 期中心市街地活性化基本計画の総括	21
5 中心市街地の課題	30
6 岐阜市における上位計画等	31
7 中心市街地活性化の基本方針	35
8 中心市街地活性化の基本的視点と基本戦略・主要施策	36
2. 中心市街地の位置及び区域	48
[1] 位置	48
[2] 区域	49
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	51
第1号要件	51
第2号要件	55
第3号要件	58
3. 中心市街地の活性化の目標	60
1 中心市街地活性化の目標	60
2 数値目標設定の考え方	61
3 計画期間の考え方	63
4 具体的な目標数値	64
(1) 歩行者・自転車通行量（柳ヶ瀬周辺地区）	64
(2) 新規出店店舗数（柳ヶ瀬地区）	83
(3) 居住人口の社会増減数	85
5 フォローアップの考え方	89

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に 供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	90
[1] 市街地の整備改善の必要性	90
[2] 具体的事業の内容	91
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	97
[1] 都市福利施設の整備の必要性	97
[2] 具体的事業の内容	98
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供 給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業 等に関する事項	101
[1] まちなか居住の推進の必要性	101
[2] 具体的事業の内容	101
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化の ための事業及び措置に関する事項	105
[1] 商業の活性化の必要性	105
[2] 具体的事業等の内容	107
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	117
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	117
[2] 具体的事業の内容	118
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	126
[1] 市町村の推進体制の整備等	126
1 市庁内体制	126
2 市議会における中心市街地活性化に関する審議内容	126
3 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場	132
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	137
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	142

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	144
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	144
[1] 中心市街地への都市機能の集積のための方針	144
[2] 郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置	146
[2] 都市計画手法の活用	147
[1] 都市計画審議会への報告	147
[2] 大規模集客施設の立地規制に向けたスケジュール	148
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	149
[1] 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現状	149
[2] 岐阜市における庁舎などの行政機関、病院・学校の都市福利施設の立地状況	149
[3] 岐阜市及びその周辺の大規模小売店舗の立地状況	151
[4] 都市機能の集積のための事業等	153
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	154
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	154
[2] 都市計画との調和等	157
[3] その他の事項	157
12. 認定基準に適合していることの説明	158

■地区表現にかかる用語の定義

本基本計画において、地区表現にかかる用語については、おおむね次のように定義している。

中心市街地	本基本計画の計画区域である約 170ha < P 49 参照 >。
中心部	中心市街地及び周辺地域の都心 11 地区（金華、京町、明德、徹明、梅林、白山、華陽、本郷、木之本、加納、加納西）
柳ヶ瀬	都市再生緊急整備地域における柳ヶ瀬通周辺地区（9ha） < P 48 参照 > を中心とするエリア。ただし、「柳ヶ瀬地区」は、都市再生緊急整備地域における柳ヶ瀬通周辺地区を指す。
岐阜駅周辺	都市再生緊急整備地域における岐阜駅北地区（21ha） < P 48 参照 > を中心とするエリア。ただし、「岐阜駅周辺地区」は、都市再生緊急整備地域における岐阜駅北地区を指す。
岐大跡地 周辺	公共・公益施設が多く集積する岐阜大学医学部等跡地周辺地区（70ha） < P 48 参照 >

■図表中の比率表示について


図表中の比率は、表示単位未満を四捨五入したため、計数が一致しない場合がある。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項														
(岐大跡地周辺) ・公共サイン整備事業 ・歩行者系サインの新設 5基 ・H26	岐阜市	岐大跡地整備に合わせ、市街地と結ぶ主要道の活性化及び回遊性の向上のために新規サインの設置を行うものであり、回遊性の向上による中心市街地のにぎわい創出に寄与するものである。	・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(岐阜市中心部地区)) ・H26															
(駅周辺) ・問屋町西部南街区第一種市街地再開発事業 ・敷地面積 約 6,900 m ² ・延べ面積 約 55,000 m ² ・規模構造 地上 37 階建 ・主要用途 住宅 270 戸 商業、業務施設、ホテル、駐車場 ・H18～H24	問屋町西部南街区市街地再開発組合	当事業地は、J R 岐阜駅前位置し、都市機能の集積に適した地区であるとともに、J R 岐阜駅前の中小アパレル問屋が密集する地区でもある。 問屋町西部南街区第一種市街地再開発事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用を図りつつ、さらに、中心市街地における住宅供給と商業環境の改善を実現しようとするものであり、まちなか居住の推進や商業の活性化の増進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 【進捗状況・予定】 <table border="1" data-bbox="544 1496 1428 1832"> <tr> <td>平成 14 年度</td> <td>南街区の準備組合設立 (6 月 12 日) 基本計画素案 3 案作成 権利者・テナント説明会開催 アパレル部会開催(アパレル結集の可能性に向けた部会)</td> </tr> <tr> <td>平成 15 年度</td> <td>推進計画作成</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>都市計画決定</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>都市計画変更決定、基本設計等</td> </tr> <tr> <td>平成 19・20 年度</td> <td>都市計画変更決定、組合設立認可、実施設計</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>権利変換計画認可、工事着手</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>完成予定</td> </tr> </table>	平成 14 年度	南街区の準備組合設立 (6 月 12 日) 基本計画素案 3 案作成 権利者・テナント説明会開催 アパレル部会開催(アパレル結集の可能性に向けた部会)	平成 15 年度	推進計画作成	平成 17 年度	都市計画決定	平成 18 年度	都市計画変更決定、基本設計等	平成 19・20 年度	都市計画変更決定、組合設立認可、実施設計	平成 21 年度	権利変換計画認可、工事着手	平成 24 年度	完成予定	・社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) ・H18～H24  (イメージ図)	
平成 14 年度	南街区の準備組合設立 (6 月 12 日) 基本計画素案 3 案作成 権利者・テナント説明会開催 アパレル部会開催(アパレル結集の可能性に向けた部会)																	
平成 15 年度	推進計画作成																	
平成 17 年度	都市計画決定																	
平成 18 年度	都市計画変更決定、基本設計等																	
平成 19・20 年度	都市計画変更決定、組合設立認可、実施設計																	
平成 21 年度	権利変換計画認可、工事着手																	
平成 24 年度	完成予定																	

<p>(柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高島屋南地区第一種市街地再開発事業 ・敷地面積 約 6,500 m² ・規模構造 地上 35 階建 ・主要用途 住宅約 250 戸、商業、公益的施設、駐車場 ・H24～H32 	<p>市街地再開発組合</p>	<p>当事業地は、県下一の繁華街である柳ヶ瀬に位置し、市内唯一の百貨店である岐阜高島屋に隣接していることから、商業機能の改善、増進が期待できる。</p> <p>高島屋南地区第一種市街地再開発事業は、老朽化した建築物の建替えにより、当該地区における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都心居住の促進並びに商業核施設の整備を行うものであり、まちなか居住の推進や商業の活性化に必要な事業である。</p> <p>【進捗状況・予定】</p> <table border="1" data-bbox="560 775 1262 1032"> <tr> <td>平成 14 年度</td> <td>準備組合設立(9 月 4 日)</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>都市計画決定(12 月 16 日)</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>基本設計等</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>組合設立認可</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>都市計画変更</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>完成予定</td> </tr> </table>	平成 14 年度	準備組合設立(9 月 4 日)	平成 23 年度	都市計画決定(12 月 16 日)	平成 24 年度	基本設計等	平成 26 年度	組合設立認可	平成 27 年度	都市計画変更	平成 32 年度	完成予定	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) ・H24～H32 										
平成 14 年度	準備組合設立(9 月 4 日)																								
平成 23 年度	都市計画決定(12 月 16 日)																								
平成 24 年度	基本設計等																								
平成 26 年度	組合設立認可																								
平成 27 年度	都市計画変更																								
平成 32 年度	完成予定																								
<p>(駅周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業 ・敷地面積 約 2,800 m² ・規模構造 地上 24 階建 ・主要用途 商業施設、業務(福祉)施設、住宅、駐車場 ・H25～H30 	<p>市街地再開発組合</p>	<p>岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業は、JR岐阜駅と名鉄岐阜駅との間に位置するなど優れた立地条件を活かし、にぎわい創出とまちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>【進捗状況・予定】</p> <table border="1" data-bbox="552 1447 1219 1899"> <tr> <td>平成 14 年度</td> <td>研究会設立</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>協議会設立</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>準備組合設立</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>基本計画作成</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>都市計画決定</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>都市計画変更</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>推進計画作成</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>基本設計等</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>都市計画変更、組合設立認可</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>工事着手</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>完成予定</td> </tr> </table>	平成 14 年度	研究会設立	平成 17 年度	協議会設立	平成 18 年度	準備組合設立	平成 19 年度	基本計画作成	平成 20 年度	都市計画決定	平成 22 年度	都市計画変更	平成 23 年度	推進計画作成	平成 25 年度	基本設計等	平成 26 年度	都市計画変更、組合設立認可	平成 27 年度	工事着手	平成 30 年度	完成予定	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) ・H25～H30
平成 14 年度	研究会設立																								
平成 17 年度	協議会設立																								
平成 18 年度	準備組合設立																								
平成 19 年度	基本計画作成																								
平成 20 年度	都市計画決定																								
平成 22 年度	都市計画変更																								
平成 23 年度	推進計画作成																								
平成 25 年度	基本設計等																								
平成 26 年度	都市計画変更、組合設立認可																								
平成 27 年度	工事着手																								
平成 30 年度	完成予定																								

<p>(駅周辺、柳ヶ瀬、岐大跡地周辺) ・まちなか歩き関連事業(御鯨街道) ・L=2,350m ・H20～H29</p>	<p>岐阜市</p>	<p>岐阜市では、スローライフ・スローツーリズムの一環として、岐阜の地に溶け込むさまざまな歴史・文化を感じながら、市民や来訪者がまちなかを楽しんで歩いていただけることを目的に「まちなか歩き構想」を策定し、まちなか歩き、まちなか観光を推進している。</p> <p>その中で、御鯨街道は、長良川でとれた鮎を熟れ鮎にして、江戸の將軍家へ献上するために搬送した街道であり、岐阜市の貴重な歴史遺産であるこの街道をまちなか歩きのルートとして、市民や来訪者が安全で快適にまちなか歩きを楽しめるよう、魅力ある道路空間を創出し、にぎわいのあるまちづくりに寄与するものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(岐阜都心地区)) ・H22～H25 ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(岐阜市中心部地区)) ・H26～H29
<p>(玉宮) ・無電柱化推進事業(市道蕪城町玉宮町線) ・整備延長 L=710m ・H21～H29 ・道路修景整備事業 ・整備延長 L=710m ・H22～H29</p>	<p>岐阜市</p>	<p>無電柱化推進事業は、玉宮通りの無電柱化による魅力ある都市景観を形成することで、人々が集い、にぎわいと活力のあふれた魅力ある「通り」を実現するものであり、にぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(岐阜都心地区)) ・H21～H25 ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(岐阜市中心部地区)) ・H27～H29

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(駅周辺) ・岐阜駅北口土地区画整理事業 ・岐阜駅北口駅前広場整備、東地区(名鉄新岐阜駅側)整備 ・H14～H27	岐阜市	駅前広場と周辺市街地を整備することで、交通結節機能をより強化し、回遊性の向上と駅周辺の活性化を実現するものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	・社会資本整備総合交付金(地域活力基盤創造計画) ・H21～H25	
(駅周辺、柳ヶ瀬、岐大跡地周辺) ・SWC推進事業(自転車走行環境整備事業(若宮町線ほか3路線)) ・自転車走行位置明示等 ・H25～H31	岐阜市	近年、自転車は環境負荷の低い交通手段であることや、健康志向の高まりを背景にその利用ニーズが高まっている。その一方で、特に中心市街地においては、朝・夕の通勤、通学時間帯に自転車が集中し、自転車と歩行者の錯綜が見られ危険であるため、自動車、自転車、歩行者等の住み分けが必要となっている。 そこで、安全、安心な自転車走行環境の形成により、「歩行者・自転車にやさしい都市」が実現され、集約型都市構造を支える交通体系が整った都市の実現と、自転車・歩行者の安全性が高まることによる中心市街地への自転車アクセスの向上が図られることから、商業活性化やにぎわいの創出のために必要な事業である。	・防災・安全交付金(道路事業) ・H27～H28 ・防災・安全交付金(道路事業と一体の効果促進事業) ・H26～H28	

<p>(駅周辺、柳ヶ瀬) ・ゆとり・やすらぎ道空間事業(徹明地区) ・歩車共存道路整備(加納新本町1丁目加納城南通3丁目線他) ・H16～H30</p>	<p>岐阜市</p>	<p>ゆとり・やすらぎ道空間事業は、歩行者・自転車を優先とした安全で安心な都市居住空間の確保や、人々が岐阜の魅力を感じ、歩きたくなる、自転車で走ってみたいと思える道空間づくりのために、スムーズ歩道や路肩カラー舗装を行うものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>・防災・安全交付金(道路事業) ・H26～H28</p>	
<p>(岐大跡地周辺) ・岐大跡地周辺道路整備事業(泉町西野町1丁目線ほか1路線) ・道路改良 ・H26</p>	<p>岐阜市</p>	<p>岐大跡地周辺道路整備事業は、岐大跡地に計画されている(仮称)中央図書館を中心とした複合施設とともに(仮称)憩い・賑わい広場整備に合わせて、歩行者・自転車利用者の安全で快適な道路空間を整備し、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>	<p>・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(岐阜市中心部地区)) ・H26</p>	
<p>(駅周辺) ・岐阜市中心部地域都市再生総合整備事業(岐阜駅周辺地区整備事業) ・駅前広場周辺整備 ・H14～H34</p>	<p>岐阜市</p>	<p>本事業は、駅前広場区域外の歩行者用デッキの整備を行うことで、公共交通利用者の利便性向上を図るものであり、にぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>・社会資本整備総合交付金(岐阜市中心部地域都市再生総合整備事業) ・H22～H25 ・社会資本整備総合交付金(岐阜駅周辺地区都市再生総合整備事業) ・H26～H29</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(玉宮) ・街並み整備推進事業 ・玉宮通り修景整備助成 ・1.23ha ・H5～	・玉宮まちづくり協議会 ・岐阜市	玉宮通り地区において、地域住民がまちづくり協定に沿って、ゆとりある歩行者空間の創出、緑化推進等を進めることにより活性化や回遊性の向上を図るものであり、回遊性の向上によるにぎわい創出に寄与するものである。	・市単事業 ・H5～	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

1 現状分析

岐阜市は、高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいのあるまちを創出するため、多様な都市機能をコンパクトに集積させるとともに、都市福利施設を適切に配置する必要がある。

都市福利施設の整備状況をみると、岐阜駅周辺では、JR東海道線高架事業の整備に合わせ、平成14年には駅高架下のハートフルスクエアGに市立図書館分室や生涯学習センターなどが開設された。また、「旧ぼるるプラザ岐阜」を岐阜市文化産業交流センターとして平成19年9月にオープンするとともに、平成19年10月にグランドオープンした岐阜シティ・タワー43の低層階には医療・福祉施設も導入され、様々な機能の充実が図られている。さらに現在整備が進んでいる岐阜スカイウイング37においても、岐阜大学のサテライトキャンパスが整備されることとなっている。

柳ヶ瀬では、平成16年に岐阜中日ビルが完成し、岐阜市のNPOボランティア協働センターなどが開設されるとともに、にぎわい創出の拠点として新たな公共施設の整備が計画されている。

岐大跡地周辺は、市役所、岐阜県総合庁舎や岐阜市立図書館など多数の公共・公益施設が点在し、本市のシビックゾーンを形成しているが、さらに基本計画区域内になかった中学校が小学校跡地に建設され平成24年4月に岐阜中央中学校として開校予定であるとともに、同じく小学校跡地に教育関係の施設整備が予定されている。また、進行中である「つかさのまち夢プロジェクト」においては、新たな集客拠点となる図書館を含む複合施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」等の整備も予定されている。

このように、中心市街地活性化区域内には多くの官公庁や公共・公益施設が立地しており、バス交通の利便性が高く、かつ区域内からは徒歩にて利用可能な場所に位置しているが、まちなかの生活と利便性を向上させるため、今後も都市福利施設の整備を推進していく必要がある。また、平成23年12月には全国の6市と共同で地域活性化総合特区の指定を受け、健康長寿社会を創造するスマートウエルネスぎふの推進に取り組んでいくこととしている。

2 都市福利施設の整備の必要性

こうした現状を踏まえ、中心市街地において都市福利施設の整備を進めることが、まちなか居住者の生活利便性を高めるとともに、中心市街地の居住者の増加、公共交通等による来街者へのサービス提供に寄与することから「都市福利施設を整備する事業」として、以下の事業を基本計画に位置づける。

つかさのまち夢プロジェクト、(仮称)総合教育支援センター等整備事業、高島屋南地区公共施設整備事業、SWC推進事業(健康ステーション事業)

3 フォローアップの考え方

計画期間の中間及び最終年度に進捗調査を行い、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(岐大跡地周辺) ・つかさのまち夢プロジェクト(岐阜大学医学部等跡地第1期施設整備事業) ・市立中央図書館、市民活動交流センター、憩い・にぎわい広場及び岐阜大学医学部等跡地歩道空間等整備事業 ・市立中央図書館と市民活動交流センター等からなる複合施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」 ・延床面積 約15,400㎡ ・広場 ・駐車場 ・周辺道路 ・H16～H28	岐阜市	<p>つかさのまち夢プロジェクトは、昭和30年代から40年代に建設された公共・公益施設の建替え時期を迎える本市のシビックゾーンを形成している地区内において、今後、当該地区全体のリニューアルを行う先導的な開発である。</p> <p>知の拠点として、魅力のある図書館と、文化、絆の拠点として、各種の市民活動の場を中心部に集中させる効果を持つギャラリー機能を備えた市民活動交流施設からなる複合施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」とまちなかの親樹空間として、憩い・にぎわい広場を整備することで、中心市街地へ多くの市民を流入させる。</p> <p>さらには、魅力のある公共施設整備に伴い、まちなか居住の推進、にぎわいの創出により、民間開発の意欲を高めることなどから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(岐阜都心地区)) ・H22～H25 ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(岐阜市中心部地区)) ・H26～H27 ・社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(岐阜大学医学部等跡地地区)) ・H22～H28 	



(柳ヶ瀬) ・SWC推進事業(健康ステーション事業) ・健康づくり拠点施設整備 ・H23～	岐阜市	健康増進とにぎわい創出を目的に、柳ヶ瀬に「岐阜市柳ヶ瀬健康ステーション」を開設。健康測定機器の設置、健康に関する教室の開催など健康情報の発信、及びステーションを拠点にウォーキングやジョギング等で柳ヶ瀬周辺を回遊してもらうことなど、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(岐阜都心地区)) ・H24～H25	
--	-----	---	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(柳ヶ瀬) ・高島屋南地区公共施設整備事業 ・市街地再開発事業などと連携した公共施設の設置 ・高島屋南地区市街地再開発地区(約 0.9ha)内 ・H24～H32	岐阜市	高島屋南地区公共施設整備事業は、中心市街地における買物や飲食、さらには各種ふれあいなどと連携した魅力ある活動が展開できる公共施設を設置して集客性を高めるものであり、にぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 なお、本事業は高島屋南地区第一種市街地再開発事業の進捗に合わせ、公共施設の具体的内容の明確化を図り、その設置に努める。		

<p>(岐大跡地周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)総合教育支援センター等整備事業 ・教育支援・相談の中核機能施設、中央青少年会館の整備 ・H24～H26 	<p>岐阜市</p>	<p>小学校統合により閉校する明德小学校の校舎を利用し、幼児～18歳までのあらゆる教育支援・相談の中核機能を担う総合教育支援センターや、子ども・若者の自己実現を支援する機能を持つ中央青少年会館の移転等の整備を行う。</p> <p>これらの整備により、周辺のドリームシアターや市民会館、岐大跡地に計画されている「みんなの森 ぎふメディアコスモス」等とあわせて、一帯に文教施設のコンプレックスが形成され、にぎわいが創出されることが期待できる。</p>		
--	------------	---	--	--

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] まちなか居住の推進の必要性

1 現状分析

中心市街地では、少子高齢化、モータリゼーションの進展、郊外での住宅団地開発、公共公益施設の郊外移転にともない、岐阜市全域の人口は横ばいであるにもかかわらず、中心市街地の人口は、平成9年から平成18年の間に約19%も減少した。

また、岐阜駅周辺の繊維問屋街、柳ヶ瀬の柳ヶ瀬商店街には、戦後間もなく建設された建築物も多く残っており、環境・防災の面でも問題を抱えている。

しかし、近年の中心市街地における地価の下落により、大規模マンションが建設され多数の良質な住宅が供給されており、また平成19年10月グランドオープンの岐阜シティ・タワー43では分譲と賃貸を合わせて350戸超の住宅が供給されている。さらに、現在整備が進む問屋街の岐阜スカイウイング37でも270戸の住宅供給を予定するなど、再開発事業等による大規模かつ良質な住宅供給が進んでいる。

まちなか居住のニーズについては、岐阜シティ・タワー43における分譲マンションが即日完売するなど、公共交通の利便性が高く、買物に便利なまちなか居住のニーズは一定数あることがうかがえる。

今後、まちなか居住のニーズに対応できるよう、再開発事業など核的開発による良質な住宅の供給や生活利便施設の誘導等を進める必要がある。

2 居住環境の向上のための事業等の必要性

急激に進む人口減少、高齢化に対応するためには、引き続き、集約型都市構造への転換を進めることが求められており、そのためには都市機能が集積する中心市街地の居住環境を整備するとともに居住のための支援を行い、まちなか居住を促進することが重要である。また、まちなか居住を進めることで、まちなか居住者によるにぎわい創出や商業の活性化も期待できることから、以下の事業を基本計画に位置づける。

市街地再開発事業（問屋町西部南街区、高島屋南地区）、まちなか居住支援事業（中心市街地新築住宅取得助成事業、中心市街地個人住宅取得資金利子補給事業、まちなか賃貸住宅家賃助成事業）、中心市街地建替え促進事業

3 フォローアップの考え方

計画期間の中間及び最終年度に進捗調査を行い、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(駅周辺) ・問屋町西部南街区第一種市街地再開発事業 ・住宅270戸 ・H18～H24 (再掲)	問屋町西部南街区市街地再開発組合	<再掲 P91 参照>	・社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) ・H18～H24	
(柳ヶ瀬) ・高島屋南地区第一種市街地再開発事業 ・住宅約250戸 ・H24～H32 (再掲)	市街地再開発組合	<再掲 P92 参照>	・社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) ・H24～H32	
(駅周辺、柳ヶ瀬、岐大跡地周辺) ・中心市街地新築住宅取得助成事業 ・新築住宅の取得に対する建設費等の一部助成 ・H23～	岐阜市	中心市街地において、新築住宅を取得するために金融機関と住宅ローンを契約した者に対し、建設費又は購入費の一部を助成することで、良好な住宅の建設及び流通を誘導するものであり、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	・社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業と一体の効果促進事業) ・H23～H27 ・社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等と一体の効果促進事業) ・H28～H31	

<p>(駅周辺、柳ヶ瀬、岐大跡地周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地個人住宅取得資金利子補給事業 ・ 中心市街地の住宅建設・取得に対する利子補助 ・ H22～ 	<p>岐阜市</p>	<p>中心市街地において、住宅を取得するため金融機関と住宅ローンを契約し、さらにその住宅ローンに対し岐阜県の住宅建設等又は中古住宅の利子補給制度を活用する者に対し、同額の利子補給金を岐阜市が上乗せ補給することで、良好な住宅の建設及び流通を誘導するものであり、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業と一体の効果促進事業) ・ H23～H27 ・ 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等と一体の効果促進事業) ・ H28～H31 	
<p>(駅周辺、柳ヶ瀬、岐大跡地周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちなか賃貸住宅家賃助成事業 ・ 民間賃貸住宅の家賃に対する一部助成 ・ H23～ 	<p>岐阜市</p>	<p>中心市街地及びその周辺エリアに立地する民間賃貸住宅に、岐阜市外から転入して居住した者に対し、家賃の一部を助成することで、賃貸住宅のストック活用を促進するものであり、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業と一体の効果促進事業) ・ H23～H27 ・ 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等と一体の効果促進事業) ・ H28～H31 	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(柳ヶ瀬) ・中心市街地 建替え促進 事業 ・建て替え促進 のための調 査、意識啓発 等 ・H24～	岐阜市	中心市街地内の老朽化した建物の建て替えを促進することで、安心・安全かつ魅力的なまちづくりを進めるものであり、まちなか居住の推進やにぎわい創出に寄与する事業である。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

1 現状分析

本市は、柳ヶ瀬や名鉄岐阜駅前などを中心とした商店街と大型店の集積及びJ R岐阜駅前の繊維問屋街の集積により、広域的な商業拠点的形成してきたが、モータリゼーションの進展、住宅の郊外化による都市構造の変化、周辺市町における大型店やロードサイド店の進出、中心市街地からの大型店の撤退などの環境変化のなかで、中心市街地の商業は厳しい状況にある。平成11年の京都近鉄百貨店から平成21年の岐阜メルサまで11年間で7つの大型店舗が閉店し、市全域の小売販売額では、平成9年の5,788億円をピークとして平成19年には4,595億円と約21%減少したのに対し、中心市街地の小売販売額は、平成9年の1,271億円をピークに平成19年には547億円と約57%減少している。

一方、そうした中でも、平成12年のロフトや平成15年のアスティ岐阜のオープン、平成17年の高島屋増床や平成18年の高島屋別館のオープン、平成21年の新岐阜百貨店跡地へのECTオープンや平成23年の旧岐阜メルサファッション館へのドン・キホーテオープンなど、大型店舗の新規出店が続いており、商業活性化に向け、明るい兆しが見えつつある。

一方、岐阜市の商業の中心である柳ヶ瀬の各商店街においては、1期計画においてアーケードのリニューアルや景観統一など各事業を予定していたが、リーマンショック以降の景気低迷等により、遅れや計画変更等が生じている。しかし、既存のイベント等ソフト事業に加え、商店街による独自イベントの実施や、岐阜市にぎわいまち公社による岐阜市柳ヶ瀬あい愛ステーションの整備、当ステーションを活用した新たなイベントの実施や、ひとひとの会による「やなな」の展開など、商店街の活性化に向けた各種取組みが進められている。

アパレル産業の集積地である駅前繊維問屋街は、一宮、羽島など周辺のテキスタイル産地と市内外の豊富な家庭内工業労働力を背景に発展し続けてきたが、円高不況、アジア諸国への生産拠点の移転などによる停滞局面を経て、1990年代からは流通構造の変化の影響を受け、衰退傾向が強まり、繊維・衣服等卸売商品販売額は平成3年をピークに減少し続けている。これに伴い廃業する店舗が増え、空き店舗も増加している。そうした状況の中で、問屋街再生を目指した権利者の取り組みにより、問屋町西部南街区における再開発事業が実施され、平成24年8月に「岐阜スカイウイング37」が完成する予定である。

2 商業の活性化のための事業及び措置の必要性

柳ヶ瀬では、商店主の意識改革を通じ、個店の魅力づくり、安全で快適な商業環境づくり、地域住民などを惹きつける魅力の創出、商店街の情報化などを積極的に進めていく必要がある。また、集客の核となる魅力ある商業施設を効果的に誘導・立地させることで、その周辺に新しい流れを生み出すことになる。

問屋街の活性化については、販売促進イベントの開催、IT化の推進、ブランド確

立支援などを行い、店舗収益の向上を図る必要がある。また、問屋機能の再配置と集積を進め、コンパクトで魅力ある問屋街を目指すとともに、集積により生み出された未利用地等を活用し、小売や飲食、ファッションに関連するサービス産業等の誘致を進め、卸売の特化機能からの脱却を図っていく必要がある。

そのため、以下の事業を基本計画に位置づける。

- (1) 「新規出店」を促進するため、空き店舗対策事業、「教育」、「医療・健康」分野での空き店舗活用事業、公益機能創出支援事業
- (2) 遊休地や大型空き店舗の活用・出店を促進するため、大規模小売店舗立地法の特例措置、大型空き店舗入居活用事業
- (3) 柳ヶ瀬については、「地区内の特性に応じた再編」を図るため、柳ヶ瀬地区商店街活性化提案事業、これに基づく特色ある快適な買い物環境の提供等
- (4) 「にぎわいの創出」を図るための、商店街情報発信拠点整備事業、フラッグアート展、イベントシリーズ（道三まつり、岐阜ど真ん中夏まつり、ぎふ信長まつり、（仮称）メガ街コンー冬の陣ー）、買い物宅配サービス事業、岐阜市中心市街地活性化コンソーシアム事業、中心市街地活性化プロデュース事業、J R岐阜駅周辺施設連携促進事業
- (5) 「問屋街の活性化」を図るための、ア・ミューズ岐阜、せんい祭、岐阜ファッション産業ブランド確立支援事業、ファッション産業人材育成事業、問屋街活性化アドバイザー派遣事業

3 フォローアップの考え方

計画期間の中間及び最終年度に進捗調査を行い、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等


事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
(駅周辺、柳ヶ瀬) ・大規模小売店舗立地法の特例措置 ・第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定 ・H19～	岐阜県	中心市街地への大規模小売店舗の出店を促進するために、大規模小売店舗立地法の特例措置を活用し、センサ、長崎屋など大型店撤退跡地や市街地再開発事業等により併設される商業スペースへの大規模小売店舗の出店を図るものである。 これによって、中心商店街の集客力を高めることにつながり、商業の活性化の増進を目標とする中心市街地の活性化に必要な措置である。	・大規模小売店舗立地法の特例 ・H19～	
	センサ	昭和40年7月にオープン(敷地面積 約1,200㎡、延床面積 約5,800㎡)、平成16年8月に閉店。		
	長崎屋	昭和50年4月にオープン(敷地面積 約1,200㎡、延床面積 約8,200㎡)、平成14年2月に閉店。現存する建築物の前面では、生鮮食品の露店営業が見られる。		
	パルコ	昭和51年9月にオープン(敷地面積 約1,043㎡、延床面積 約15,376㎡)、平成18年8月に閉店。現在更地。		
				

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>(柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街情報発信拠点整備事業 ・情報発信拠点と来街者利便施設の開設、運営 ・H20～ 	<p>一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社</p>	<p>商店街情報発信拠点整備事業は、商店街に、まちのインフォメーションセンター・まちなかサロンなど、まちの情報発信拠点及び交流拠点施設を整備することにより、来街者の利便性の向上と商店街の魅力向上を促進するものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">まちなか情報交流拠点「岐阜市柳ヶ瀬あい愛ステーション」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化ソフト事業 ・市単事業 ・H23～ 	
<p>(主に柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗対策事業 ・店舗賃借料の補助 ・H18～ 	<p>商店街振興団体、商店街団体の推薦を受けた個人等</p>	<p>空き店舗対策事業は、中心市街地では依然として空き店舗数が減少しないのが現状であり、郊外の大規模店にはない商店街の魅力づくりが必要であることから、空き店舗に各商店街のコンセプトにあった業種、業態、立地・入居条件をネット上等で明らかにして空き店舗入居者を募集・選定し、求める業種、業態、意欲ある事業者の集積を図ることにより商店街の構造の転換を促進し、魅力ある商店街を形成するものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化ソフト事業 ・市単事業 ・H19～ 	

<p>(駅周辺、柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型空き店舗入居活用事業 ・大型空き店舗へ入居する店舗に対する賃借料の補助 <p>・H23～</p>	<p>商店街団体、商店街団体の推薦を受けた個人等</p>	<p>大型空き店舗入居活用事業は、中心市街地にある大型空き店舗を再生し、かつてのにぎわいを取り戻すためにも、商業施設・一般公衆利便施設等の導入に努めるものであり、にぎわいの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化ソフト事業 ・市単事業 <p>・H23～</p>	
<p>(駅周辺、柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育」、「医療・健康」分野での空き店舗活用事業 ・特定分野の店舗に対する賃借料の特例補助 <p>・H23～</p>	<p>商店街団体、商店街団体の推薦を受けた個人等</p>	<p>「教育」、「医療・健康」分野での空き店舗活用事業は、人を大切に育む教育立市、安心できる医療・健康立市を実現するために、教育産業、医療・健康産業の店舗等の導入に努めるものであり、中心市街地に新たな魅力を創出するものとして、にぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化ソフト事業 ・市単事業 <p>・H23～</p>	
<p>(主に柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益機能創出支援事業 ・特定機能を備えた店舗への賃借料の特例補助 <p>・H18～</p>	<p>各商店街振興組合</p>	<p>公益機能創出支援事業は、中心市街地には公益機能を備えた店舗が少ないため、空き店舗を活用し、事業者やNPOが行う高齢者や子育て支援等の公益的機能の創出を図ることにより中心市街地への来街者の増加を目指すものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化ソフト事業 ・市単事業 <p>・H19～</p>	
<p>(駅周辺、柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道三まつり(イベントシリーズ“春”) ・イベント <p>・S47～</p>	<p>まつり実行委員会</p>	<p>道三まつりは、岐阜を代表する春のまつりで、県内外から多くの来街者を集客するものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化ソフト事業 ・市単事業 <p>・H19～</p>	

<p>(駅周辺、柳ヶ瀬) ・岐阜ど真ん中夏まつり (イベントシリーズ“夏”) ・イベント ・H20～</p>	<p>各商店街振興組合</p>	<p>従来のイベント事業は、市商連・柳商連が連合会ごとに実施しており、連携した事業は実施されてこなかった。 岐阜ど真ん中夏まつりは、より効果的な事業展開を図るため、中心商店街である柳ヶ瀬地区とそれに隣接する神田町通り一体を中心に、市商連・柳商連が連携を図り統一したイベントを恒常的に開催することにより、柳ヶ瀬の活性化につなげ、県外にもPRできるような岐阜を代表するイベントの構築を目指すものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>・中心市街地活性化ソフト事業 ・県市事業 ・H20～</p>	
<p>(駅周辺、柳ヶ瀬) ・ぎふ信長まつり (イベントシリーズ“秋”) ・イベント ・S32～</p>	<p>まつり実行委員会</p>	<p>ぎふ信長まつりは、岐阜を代表する秋のまつりで、県内外から多くの来街者を集客するものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>・中心市街地活性化ソフト事業 ・市単事業 ・H19～</p>	
<p>(駅周辺、柳ヶ瀬) ・フラッグアート展 ・イベント ・神田町通り ・H9～</p>	<p>フラッグアート実行委員会</p>	<p>岐阜フラッグアート展は、岐阜駅周辺と柳ヶ瀬を結ぶ軸線の一つである神田町通りのアーケードにフラッグを掲げる事業として全国的に広く知られ、平成18年度「第11回ふるさとイベント大賞」の大賞に輝いた。また国際交流フラッグ展や国体の関連フラッグ展を開催するなど発展を図っている。 岐阜から様々なメッセージを発信する効果的な事業で、歩行空間の充実、まちなか歩きの推進、回遊性の向上を図るものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>・中心市街地活性化ソフト事業 ・県市事業 ・H19～</p>	
<p>(駅周辺) ・ア・ミュージズ岐阜 ・イベント ・H19～</p>	<p>一般社団法人岐阜ファッション産業連合会</p>	<p>ア・ミュージズ岐阜は、フロアショー・新商品展示とガイドブックによる情報発信により、JR岐阜駅前繊維問屋街等の活性化を図るものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>・中心市街地活性化ソフト事業 ・県市事業 ・H19～</p>	

<p>(駅周辺) ・せんい祭 ・イベント ・H19～</p>	<p>一般社団 法人岐阜 ファッション 産業連 合会</p>	<p>年4回、一般消費者を対象とした売り出しを行うもので、各種媒体へのPRを通じて来客を増やし、JR岐阜駅前繊維問屋街等の活性化を図るものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>・中心市街地 活性化ソフト 事業 ・県市事業 ・H19～</p>	
<p>(柳ヶ瀬) ・買い物宅配 サービス事業 ・宅配サービス ・H24～</p>	<p>岐阜市商 店街振興 組合連合 会</p>	<p>中心市街地の空き店舗を活用し、生鮮食料品等の宅配サービスを行う店舗を開設するもので、まちなか居住の推進と空き店舗の解消による商店街のにぎわい創出に資する事業である。</p>	<p>・中心市街地 活性化ソフト 事業 ・市単事業 ・H24～H26</p>	
<p>(駅周辺、柳ヶ瀬) ・中心商店街 活性化プロ デュース事業 ・H22～</p>	<p>岐阜市</p>	<p>出店希望者に具体的な店舗イメージを持ってもらうためにツアー形式で巡る空き店舗ツアーや専門的知識を有する商工会議所相談員の経営相談などを通じ、商店街関係者と連携して、空き店舗を減少することで、中心商店街の活性化を図り、にぎわいの創出を目的とした中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>・中心市街地 活性化ソフト 事業 ・市単事業 ・H24～</p>	 <p>空き店舗ツアー</p>
<p>(駅周辺) ・JR岐阜駅周 辺施設連携 促進事業 ・JR岐阜駅周 辺の賑わいの 創出を図る。 ・H20～</p>	<p>JR 岐 阜 駅周辺施 設連携促 進協議会</p>	<p>J R 岐 阜 駅 周 辺 施 設 連 携 促 進 事 業 は、 J R 岐 阜 駅 周 辺 地 域 が 一 体 的 な 一 つ の 街 と し て、 集 客 性、 回 遊 性、 利 便 性、 機 能 性 な ど の 向 上 を 図 る た め、 駅 周 辺 施 設 が 協 働 し て 活 性 化 に 向 け た 取 り 組 み を 行 う 事 業 で あり、 に ぎ わ い の 創 出 を 目 標 と す る 中 心 市 街 地 の 活 性 化 に と つ て 必 要 な 事 業 で あり。</p>	<p>・中心市街地 活性化ソフト 事業 ・県市事業 ・H24～</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>(柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウィークエンドビルディングストアーズ ・短期出店を行える施設を開設した創業者予定者への支援 ・H27～H28 	<p>岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会</p>	<p>空きビルを創業者予定者が出店しやすい環境に整備し、サンデービルディングマーケット出店者を中心に実店舗へ出店する可能性のある創業予定者への出店支援と発掘を目的とする事業であり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金〔地方創生先行型〕 ・H26 	
<p>(柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心商業地再生に向けた調査・分析 ・柳ヶ瀬のニーズ調査、マーケティング調査を実施 ・H27 	<p>岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会</p>	<p>商店街の集客施設、ウィークエンドビルディングストアーズの出店者等の創業予定者、商店街組合関係者、地域住民へのニーズ調査や来街者動向調査、周辺商業環境調査などのマーケティング調査を実施する。</p> <p>「(仮称) サンデービルディングデパート」の企画立案の基礎データとして活用する事業であり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域商業自立促進事業 ・H27 	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項																							
<p>(柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日ノ出町商店街アーケード改築事業 ・全長約 160m のアーケードの改築 ・H25 	<p>日ノ出町商店街振興組合</p>	<p>日ノ出町商店街アーケード改築事業は、日ノ出町通りが、柳ヶ瀬通りの一本南に位置し、高島屋や旧長崎屋の北側に隣接し、金華橋通りと長良橋通りを東西につなぐ主要な通りであり、旧長崎屋岐阜店の撤退後は、歩行者通行量も減少し、柳ヶ瀬の回遊性も低くなっているため、アーケードの改築を行うものであり、来街者が楽しく買物ができる空間を提供することで、商業環境と回遊性の向上を図るものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>																									
<p>・当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響 柳ヶ瀬地区の中心に位置する旧長崎屋に隣接する通りであり、歩行者通行量の増大に寄与する。</p>																											
<p>日ノ出町通りの歩行者通行量 (単位：人)</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査ポイント</th> <th>H12</th> <th>H14</th> <th>H16</th> <th>H18</th> <th>H20</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">日ノ出町1丁目 (平木屋商店前)</td> <td>休日</td> <td>6,022</td> <td>3,628</td> <td>2,950</td> <td>2,764</td> <td>1,904</td> <td>1,786</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>5,000</td> <td>3,026</td> <td>2,844</td> <td>2,862</td> <td>1,812</td> <td>1,848</td> </tr> </tbody> </table>					調査ポイント		H12	H14	H16	H18	H20	H22	日ノ出町1丁目 (平木屋商店前)	休日	6,022	3,628	2,950	2,764	1,904	1,786	平日	5,000	3,026	2,844	2,862	1,812	1,848
調査ポイント		H12	H14	H16	H18	H20	H22																				
日ノ出町1丁目 (平木屋商店前)	休日	6,022	3,628	2,950	2,764	1,904	1,786																				
	平日	5,000	3,026	2,844	2,862	1,812	1,848																				
<p>・「個々の取組」と「共同的な取組」との連携内容 通りの自主性や創意工夫に基づき、取組みのパッケージ化を図り、通りの魅力を総合的に高めていく。(提案事業< P111 参照 >)</p>																											
<p>・まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること 当事業は長崎屋やセンサ跡地開発事業と連動し、にぎわいの創出に寄与する。</p>																											
<p>(柳ヶ瀬・駅周辺・玉宮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力追放推進事業 ・協議会の設立、運営 ・H23～ 	<p>岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会</p> <p>駅前・玉宮通り周辺自治会・事業者等</p>	<p>柳ヶ瀬地区暴力追放推進協議会及び駅前・玉宮通り地区暴力団排除推進協議会を設立し、柳ヶ瀬商店街、駅前、玉宮通り周辺地区の事業から暴力団をはじめとする反社会的勢力を排除するとともに、反社会的勢力の介入排除に向けた諸施策を推進することを目指すものであり、地区の魅力向上によるにぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>																									

<p>(柳ヶ瀬) ・岐阜市中心市街地活性化コンソーシアム事業 ・H24～</p>	<p>岐阜市商店街振興組合連合会</p>	<p>中心市街地の空き店舗を活用し、大学や高校等による展示ショップ、教育実践ショップを開設するものであり、にぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>(柳ヶ瀬) ・柳ヶ瀬地区商店街活性化提案事業 ・通りごとのテーマや取り組み内容をまとめたビジョンを商店街が提案。これに基づき重点的施策を総合的に実施。 ・H19～</p>	<p>岐阜市</p>	<p>柳ヶ瀬地区商店街活性化提案事業は、独自の商業活性化に積極的に取り組む通りを重点的に支援し、にぎわいと活気のある通りを面的に広げていくため、通りごとの商店街からのビジョンをもとに関係機関が共同で計画づくりを行い、これに基づく役割分担と連携のもと、地域の力を結集していくものである。</p> <p>これにより地域の自主性・創造性を基軸とした支援を行うことで、通りごとの魅力向上や施策・取り組みの一体化を進めるものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>・市単事業</p>	

通りを単位として地元でビジョンを作成し、市へ提案
商店街において通りごとに特色を打ち出したビジョンを作成し、市へ提出する。

【ビジョンの項目（イメージ）】

1. 通りの魅力化のテーマ
(例)『昭和レトロ』
2. 目標の設定
(例) 来街者数〇〇%UP、空き店舗〇〇%解消等
3. 魅力等の明確化
(例) 昭和レトロを具体化する取り組み、個店の取り組み、商店街との共同の取り組み等を明確化する
4. 通りの意匠
外壁、屋外広告物、ファサード、看板、アーケード等のルールを明らかにする
5. 商店街での取り組み
防犯活動やイベント、新たな店の誘致等の取り組みを明確化する
6. 併せて実施が望まれる事業
商店街に関する各種支援事業等で一体的に取り組むことが必要な事業
7. その他

<p>(駅周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜ファッション産業ブランド確立支援事業 ・より高品位な岐阜ブランド製品の確立を目指す小規模事業グループ、ファッション業界団体等の活動を支援 ・H18～ 	<p>ファッション関連小規模事業者グループ、業界団体など</p>	<p>岐阜ファッション産業ブランド確立支援事業は、岐阜のファッション製品は良質であるが、デザインやPRの面で弱点があるといわれるため、より高品位な新商品の開発、展示会等を活用したPRの展開、新規市場の開拓等を目指す事業を支援することにより、岐阜ファッションブランドの向上を図り、問屋街を活性化するものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県市事業 ・H18～ 	
<p>(駅周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファッション産業人材育成事業 ・各種セミナーの実施 ・H19～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人岐阜ファッション産業連合会 ・岐阜婦人子供服工業組合 	<p>ファッション産業人材育成事業は、岐阜製品はいわゆる中級品を扱う企業が多いことから、岐阜産地に不足すると言われる高感度商品を開発、企画できる人材の育成、確保を通して、岐阜アパレルブランドを向上させ、また販売力を強化するものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市単事業 ・H19～ 	
<p>(駅周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問屋街活性化アドバイザー派遣事業 ・問屋街の活性化への取組みを支援 ・H20～ 	<p>岐阜市</p>	<p>問屋街活性化アドバイザー派遣事業は、問屋街の再生、活性化を目的として、地元業界団体が自主的に企画する講演会・研修会の開催に対して助成するものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化にとって必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市単事業 ・H20～H26 	
<p>(主に柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)メガ街コン ・イベント ・H24～ 	<p>実行委員会等</p>	<p>(仮称)メガ街コンは、「中心商店街活性化」と「出会いの場の創出」を目的に、定期的に「街コン」を企画・開催するものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化にとって必要な事業である。</p>		

<p>(柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)メガ街コン-冬の陣-(イベントシリーズ“冬”) ・イベント ・H24～ 	<p>実行委員会等</p>	<p>(仮称)メガ街コン-冬の陣-は、クリスマスやバレンタインがあり出会いの季節でもある冬に行う(仮称)メガ街コンである。メガ街コンの中でも年間を通し最大級の来街客を集客するイベントであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化にとって必要な事業である。</p>		
<p>(柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンデービルディングマーケット ・買い物客の創出、創業希望者の発掘を目的とした定期イベントの開催 ・H26～H29 	<p>岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会</p>	<p>手仕事(クラフト)の商品等を扱うお店を集めたイベントを定期的で開催することで、固定顧客の創出と実店舗に出店する可能性のある創業予定者の獲得を目的とする事業であり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>(柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)サンデービルディングデパートメント ・遊休不動産の利活用による商店街の活性化 ・H28～H29 	<p>岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会</p>	<p>ウィークエンドビルディングストアーズの実施による出店者や来館者から収集した情報、中心商業地再生に向けた調査・分析の結果より、創業予定者が出店しやすい環境を整備するため遊休不動産を集客施設として利活用する計画を立案・実施し、ブランディングを行うことで、エリアの価値を向上させる事業であり、柳ヶ瀬商店街の活性化やにぎわい創出のために必要な事業である。</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

1 現状分析

岐阜市では、昭和40年以降の急激なモータリゼーションの進展に伴い、自動車需要の増加に対応する道路整備や大規模住宅団地・土地区画整理事業などの開発を進めてきた。その結果、自動車利用を前提とした低密度に拡大した市街地が形成された都市構造となり、このことがより一層自動車利用に拍車をかけた。

また、公共交通網（バス路線）は、系統が多く利用者にとってわかりにくい面もあり、必ずしも利用者のニーズにあった路線になっているとは言えないこと、定時性について必ずしも確保されているとはいえないこと、各バス停では、駐輪場、屋根つきバス停なども少ないことなど、サービス水準は利用者のニーズに応えられないことなどにより、公共交通の利用者離れに歯止めがかからず、運行本数の減少や路線の廃止といった悪循環が生じていた。

そこで1期計画では、利用者ニーズにあった、わかりやすいバス路線の再編を実施するとともに、バスレーンやPTPSの導入、バスロケーション表示機やバス停上屋の整備を実施するなど、効率的なバス運行、サービス水準の高い利用環境の構築を推進してきた。また、交通結節点である岐阜駅において、平成19年3月、岐阜駅北口駅前広場にバス乗降場が整備されたことから、中心市街地と周辺・郊外地域とのアクセス性が強化され、公共交通利用者の利便性は飛躍的に高まることとなった。さらに、駅と柳ヶ瀬の間を循環する柳バスや、中心市街地をルートとするコミュニティバスの運行など、中心市街地内及び中心市街地とその周辺との回遊性の向上を図ってきたところである。さらに、平成23年12月には全国の6市と共同で内閣総理大臣より地域活性化総合特区の指定を受け、スマートウェルネスぎふの推進に取り組んでおり、ウォーキングイベントなどを開催するとともに、まちなか歩きの推進等によるにぎわいの創出を目指している。

2 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

少子高齢化や環境問題等の社会状況に対応するためには、引き続き、過度に自動車に依存した交通体系を見直し、自転車、歩行者を優先した、利便性が高く使いやすいバス等公共交通のための施策を展開していく必要がある。

中心市街地の再生を図っていく上で周辺・郊外地域と中心市街地とは公共交通機関により結ばれることが必要であり、コミュニティバスを引き続き運行することにより、中心市街地と周辺地域との利便性等の向上を図る。

また、現在計画が進む「つかさのまち夢プロジェクト」においては、大きな集客が見込まれる図書館等の複合施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」の利用者の利便性を確保するとともに、回遊性を向上させ、柳ヶ瀬へにぎわいを波及させるため、拠点的バス停の整備やレンタサイクルポートの整備を行う。

また、公共交通機関等を利用しながら中心市街地の地域資源や各種催しを楽しむ、“まちなか歩き”“まちなか観光”を促進することでにぎわいを創出し、中心市街地を

活性化する必要がある。

以上のことから、次の事業を基本計画に位置づける。

- (1) 「公共交通利便性向上」のための、レンタサイクルポート整備事業、岐阜大学医学部等跡地拠点的バス停整備事業、BRT導入推進事業、中心部コミュニティバス推進事業
- (2) 「にぎわい創出」のための、SWC推進事業(スマートウエルネスぎふ 健幸ウォーク)、次世代自動車普及促進事業、柳ヶ瀬にぎわい創出事業、その他活性化イベント等

3 フォローアップの考え方

計画期間の中間及び最終年度に進捗調査を行い、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(岐大跡地周辺) ・レンタサイクルポート整備事業 ・レンタサイクルポート整備 ・H26～H28	岐阜市	市立中央図書館や市民活動交流センター等からなる複合施設「みんなの森ぎふメディアコスモス」に併設したレンタサイクルポートを整備運営することにより、平成17年度から実施し、平成26年度年間利用者約17,000人と実績が上がっている「ぎふ・まちなかレンタサイクル」事業の5箇所のレンタサイクルポートと連動させることにより、更に中心市街地の回遊性が高まるとともに、にぎわいの創出が見込め、ひいては、中心市街地の活性化に繋がる事業である。	・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(岐阜市中心部地区)) ・H26～H27 ・市単事業 ・H28	
(駅周辺、玉宮、柳ヶ瀬) ・SWC推進事業(スマートウエルネスぎふ 健幸ウォーク) ・ウォーキングイベント ・H23～	スマートウエルネスぎふ 健幸ウォーク実行委員会	健康寿命を伸ばすことを目的に、幼児や子どもを含め、普段歩かない人も楽しく参加できるイベントを中心市街地で開催し、手軽にできる「歩く」ことで、健康づくりを習慣とするきっかけにつなげるとともに、中心市街地における回遊性の向上を目指す。にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(岐阜都心地区)) ・H24～H25	

(岐大跡地周辺、柳ヶ瀬) ・さんぽ de 野外ライブ ・音楽イベント ・H27～	せせらぎの並木ミュージックコンサート実行委員会、岐阜市	誰もが気軽に音楽に触れられる機会を創出することを目的に、みんなの森ぎふメディアコスモスから柳ヶ瀬界限の中心市街地において、音楽を提供する。 また、健康ウォーク、ぎふ市民健康まつりと同時開催することで、「文化芸術(音楽)」と「スポーツ(ウォーク)」の融合を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(岐阜市中心部地区)) ・H27～H29	
---	-----------------------------	---	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(駅周辺、柳ヶ瀬、岐大跡地周辺) ・携帯電話(QRコード)を活用したまちなか歩き支援事業 ・QRコードによる、まちの情報発信 ・H18～	岐阜市	ITを活用したまちづくり事業は、歩行者系サイン・バス停・観光施設にQRコードを貼り付け、カメラ付携帯電話を活用してまちの魅力ある情報を提供し、地域住民や観光客に「まちの再発見」や「まちなか回遊」を促し、中心市街地の活性化や観光振興を図るものであり、にぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	・社会資本整備総合交付金(道路事業と一体の効果促進事業) ・H21～H25 ・社会資本整備総合交付金(道路事業と一体の効果促進事業) ・H26～H30	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(駅周辺、柳ヶ瀬) ・岐阜市信長公450(よんごーまる)周年事業(ぎふ信長楽市ブランド化事業) ・都市ブランドの推進 ・H28～H29	岐阜市信長公450プロジェクト実行委員会	シンボルマークやガイドブックを作成し、市内の商店街やさまざまな団体が実施する楽市イベントに一体感を持たせ、楽市のまち岐阜市としての都市ブランドの向上を図り、さらなる観光の振興や地域の活性化につなげるものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	・地方創生推進交付金 ・H28～H29	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(駅周辺、柳ヶ瀬) ・BRT導入推進事業 ・H22～	岐阜市 岐阜乗合自動車(株)	バス幹線軸の強化のため、バスレーンなどの走行環境整備、バス停上屋など利用環境の整備とあわせ、連節バスなど高度化されたバス車両による次世代のバスシステムである「BRT」の導入を推進する。 こうした取り組みにより、まちなか居住、にぎわいの創出の達成に資する事業である。	・市単事業	
(駅周辺、柳ヶ瀬) ・中心部コミュニティバス推進事業 ・H20～ ・循環路線推進事業 H15～	岐阜市 コミュニティバス運行事業者 岐阜乗合自動車(株)	市中心部を循環する路線バスを運行する。また、市中心部の他の地域から柳ヶ瀬を循環するコミュニティバス路線を運行する。 こうした取り組みにより、中心市街地への集客性を高めるものであり、にぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	・県市事業 ・事業者単独事業	

<p>(駅周辺、柳ヶ瀬、岐大跡地周辺) ・長良川ツーデーウォーク ・ウォーキングイベント ・H18～</p>	<p>長良川ツーデーウォーク実行委員会(岐阜市、岐阜県ウォーキング協会、大垣歩こう会)</p>	<p>ウォーキングを通じて市民の健康づくりを図ると共に岐阜市の活性化を目指すウォーキングイベント。オールジャパン・ウォーキングカップ認定大会であり、日本ウォーキング協会において参加が推奨されているため、日本全国から多くの参加者が見込まれ、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>・市単事業</p>	
<p>(玉宮) ・ぎふ市民健康まつり ・イベント ・S55～</p>	<p>岐阜市、岐阜市医師会、岐阜市歯科医師会、岐阜市薬剤師会ほか</p>	<p>ぎふ市民健康まつりは、岐阜市と岐阜市医師会など健康関連団体が市民参画型事業として共催している。健康に関する知識を深め体験する場として多くの参加者があることから、にぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>・市単事業</p>	
<p>(駅周辺、柳ヶ瀬、岐大跡地周辺) ・元気・健康シンポジウム ・イベント ・H17～</p>	<p>岐阜市</p>	<p>地域での介護予防に向けた健康づくり活動の活性化と、個人や地域の健康に対する意識の高揚を図り、地域での健康づくり活動をより充実させていくため、介護予防に関する有識者による健康講和やシンポジウム、展示等を行うものであり、にぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>・市単事業</p>	
<p>(駅周辺、柳ヶ瀬、岐大跡地周辺) ・健康づくりマップ活用事業 ・ウォーキングコースの設定 ・ウォーキングイベント ・H23～</p>	<p>岐阜市</p>	<p>平成24年度に岐阜市健幸づくりウォーキングマップ『わくわくウォーク』を作成。これを活用し多くの人に参加できるウォーキングイベントを開催することで、歩くことによる健康づくりの推進を目指す。中心市街地における回遊性の向上に資するものであり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>・市単事業</p>	

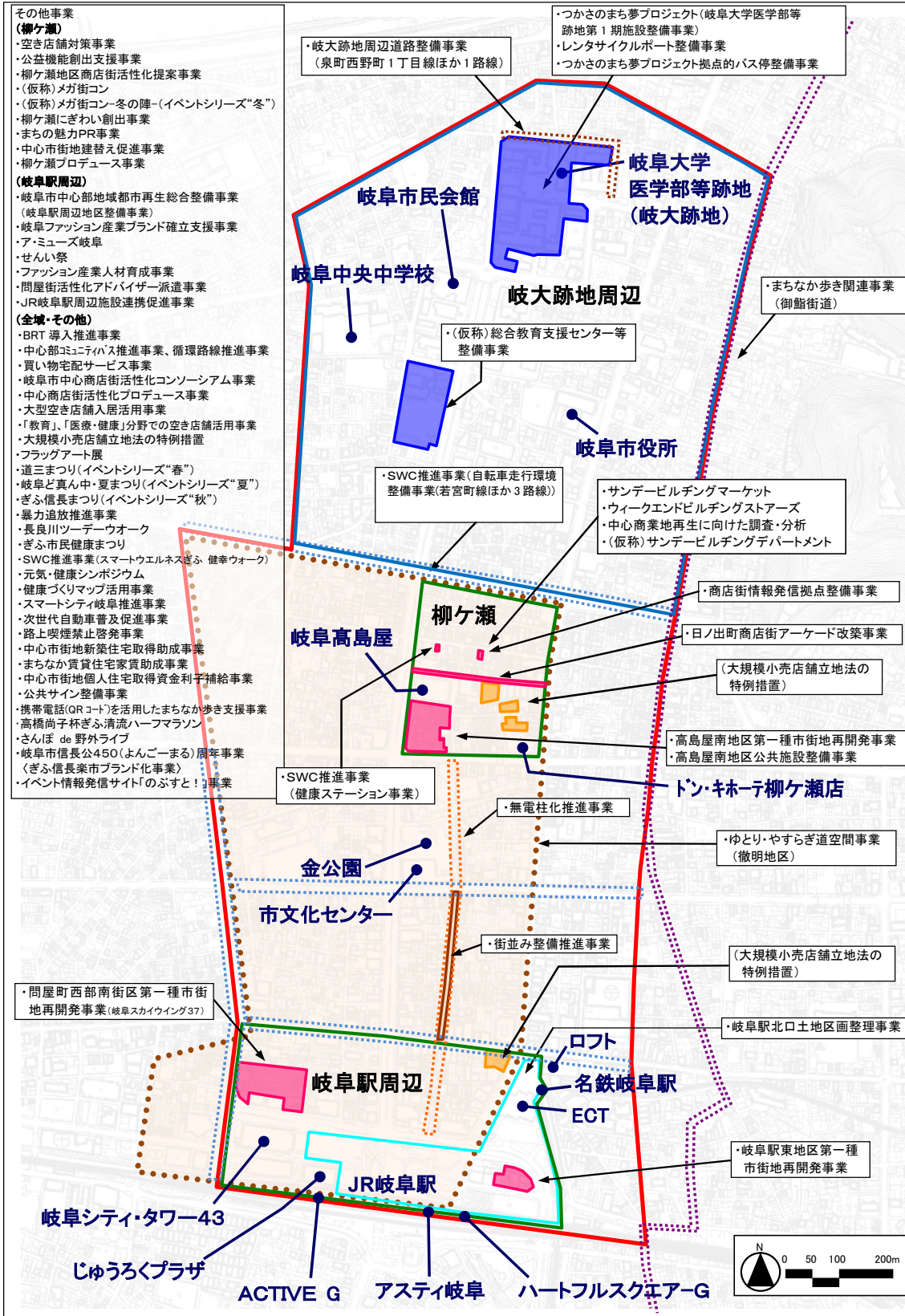
<p>(駅周辺、柳ヶ瀬、岐大跡地周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートシティ岐阜推進事業 ・実証事業 ・H23～ 	<p>岐阜市</p>	<p>本事業は、再生可能エネルギーを利用した分散自立型のエネルギーシステムの構築により、エネルギーの地産地消を目指すものである。これにより、「地球環境負荷の低減」と「快適な暮らし」の両立を実現することで、都市の魅力を創出する動機づけとなり、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>(駅周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車普及促進事業 ・カーシェアリング及び急速充電器一般開放等社会実験 ・H23～ 	<p>岐阜市</p>	<p>次世代自動車であるEVやPHV、FCV等の普及を図るため、社会実験から得られた結果を元にインフラ整備の在り方について検討するとともに、次世代自動車の有効性や利便性を情報発信し、環境に配慮したライフスタイルへ誘導していくことは、快適な低炭素都市となることから、次世代自動車普及促進事業は、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>(駅周辺、柳ヶ瀬、岐大跡地周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路上喫煙禁止啓発事業 ・啓発事業 ・H20～ 	<p>岐阜市</p>	<p>タバコのポイ捨て防止による都市美化の推進と喫煙マナーの向上を目的とするものであり、快適な都市空間を提供し、都市の魅力向上に寄与することから、まちなか居住の推進とにぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市単事業 	
<p>(柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳ヶ瀬にぎわい創出事業 ・商店街活性化イベント等 ・H24～ 	<p>岐阜市</p>	<p>柳ヶ瀬のファンづくりとにぎわい創出を目的に、商店街と連携した小学校の社会見学への対応やイベント実施など、各種の取組みを行うものであり、にぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市単事業 	
<p>(柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちの魅力PR事業 ・イベント等 ・H24～ 	<p>岐阜市</p>	<p>岐阜市の歴史や文化、文学など様々な魅力を伝えるイベントを中心市街地で開催し、まちなか歩き、まちなか観光の推進によるにぎわい創出を図るものであり、にぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市単事業 	

<p>(柳ヶ瀬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳ヶ瀬プロデュース事業 ・会議の開催等 ・H24～ 	<p>岐阜市、柳ヶ瀬プロデュースチーム</p>	<p>柳ヶ瀬地区の活性化を推進するため、商店街など様々な関係者が集まる場を設け、活性化に向けた取組みの情報共有や連携を図るとともに、活性化を図る上での課題解決に向けた協議や提案等を行うものであり、にぎわい創出を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>(駅周辺、柳ヶ瀬、岐大跡地周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン ・マラソンイベント ・H23～ 	<p>高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン実行委員会</p>	<p>高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソンは、シドニーオリンピック女子マラソン金メダリスト・高橋尚子選手の偉業を讃えるとともに、本市のスポーツ振興を図るため、岐阜陸上協会、岐阜県、(財)岐阜県イベント・スポーツ振興事業団、中日新聞社とともに実行委員会を構成し、平成23年から開催している。種目はハーフマラソンと3km。柳ヶ瀬、JR岐阜駅、長良川などをまわるハーフマラソンのコースは高橋選手自身の監修によるもので、ランナーが岐阜市の魅力を堪能できるコースとなっている。参加者はおよそ1万人であり、にぎわいの創出に資する事業である。</p>		
<p>(岐大跡地周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つかさのまち夢プロジェクト拠点的バス停整備事業 ・バスベイ及び駐機場整備、バス停上屋整備、バス案内板整備、バスロケーション表示機整備等 ・H22～H29 	<p>岐阜市</p>	<p>岐阜大学医学部及び附属病院の跡地における新たな拠点形成を目指した施設整備にあわせて、公共交通が利用しやすい拠点的バス停の整備を実施する。</p> <p>これにより、市周辺部や郊外部からのアクセス性の向上による中心市街地への来街者の増加を図る。</p> <p>こうした取組みにより、利用者の利便性を高めるものであり、にぎわい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>(駅周辺、柳ヶ瀬、岐大跡地周辺) ・イベント情報発信サイト「のぶすと！」事業 ・イベント情報の発信 ・H27～</p>	<p>岐阜地域活性化情報サイトプロジェクト「のぶすと！」実行委員会</p>	<p>中心市街地におけるイベント情報を一元的に広く市民に発信することにより、中心市街地への来訪を促進し、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
---	---------------------------------------	--	--	--

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

 	中心市街地活性化基本計画区域	170ha	
 	柳ヶ瀬地区	9ha	(都市再生緊急整備地域 柳ヶ瀬通周辺地区)
 	岐阜駅周辺地区	21ha	(同上 岐阜駅北地区)
 	岐大跡地周辺地区	70ha	



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

1 市庁内体制

(1) 中心市街地活性化を担当する統括組織

まちづくり推進部に、中心市街地活性化に関する業務を担当する審議監を配置し、事務の統括を行なう。

また、まちづくり推進部内に中心市街地活性化推進課を設け、事業の進行管理、評価を行なう。

組 織	配 属
まちづくり推進部	中心市街地活性化審議監
中心市街地活性化推進課	課長 1人
	担当 2人

(2) フォローアップ体制

中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に進めるためには、関係機関及び関係部局との緊密な連携体制が必要である。また、基本計画における事業進行を一元的に管理できる庁内体制の構築が必要である。

そこで、庁内体制としては、副市長及び計画記載事業の担当部長等で構成される岐阜市中心市街地活性化推進会議を設置し、事業進捗状況、数値目標達成状況などを全庁的に把握し、適切な進行管理を行うとともに、計画記載事業の担当課長等で構成される岐阜市中心市街地活性化担当課長等連絡会議を設置し、計画に記載された個別事業の連絡調整を図る。

また、基本計画の全体評価や市民のアンケート調査を含めた総合的なフォローアップについては、計画期間の中間年度である平成27年度に行うとともに、最終年度である平成29年度には事後評価を行い、それらの結果を岐阜市中心市街地活性化協議会に諮る。

2 市議会における中心市街地活性化に関する審議内容

第1期計画の認定を契機に、中心市街地活性化に関する議論が継続している。

(1) 平成19年第3回定例会（9月）

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
《市政自民同志会》 ・まちなか居住の推進を目標とした理由は。	《まちづくり推進部長》 ・まちなか居住の推進が基本計画の目標となった理由について 市総合計画では、将来都市像として、集約型都市構造への転換、歩いたり公共交通や自転車での移動によって日常的なサービスが充足される多様な地域核のある都市の形成を目指しています。この基本計画においても、同様の基本方針としており、都心にふさわしい多様な機能が集積した活力に満ちたまちを構築するため、まちなか居住を基本計画の1つの目標にした。

<p>・調査、アンケートにおいて、都心部の住みかえ希望が多いと結論づけている理由は。</p> <p>・都心に居住する魅力は何か。</p> <p>・商業活性化推進において企業誘致を考えるべきではないか。</p>	<p>・アンケート調査結果について 平成17年度のアンケート調査では、4人に1人の方が都心部に住みかえを希望しています。その選択理由については、公共交通の利便性がよい、買い物が便利、仕事場へ行きやすいが上位となっています。さらに、岐阜シティ・タワー43の分譲マンションが即日完売になったこと、高齢者向け優良賃貸住宅も平均2倍程度の応募があったことなどから、都心への住みかえニーズは一定程度あると考えています。</p> <p>・都心居住の魅力について 中心市街地やその周辺地域には、商業業務機能に加え、公共公益施設などが既に集積し、さらには、公共交通の利便性が高いという魅力ある居住環境が整っています。また、岐阜市の歴史資源、観光資源を活用したまちなか歩きやまちなか観光、各種イベント等によるにぎわいの創出は、まちなか居住の魅力を一層高めるものであると考えています。</p> <p>・商業活性化推進における企業誘致について 中心市街地における商業施設整備にあつては、国の支援事業などを活用し、大型商業施設が手厚い支援を受けられるような措置を講じることで、大規模商業施設誘致促進を図っていききたい。</p>
--	---

(2) 平成 20 年第 1 回定例会 (3 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《クラブ青空》 商店街情報発信拠点整備事業の内容について</p>	<p>《商工観光部長》 (仮称)まちなか情報プラザの機能としては、まちに来た方が休息できるサロンや、ギャラリーなどの交流機能、まちに来た方や市民に商店街や岐阜市の情報を発信するミニスタジオ、観光情報や県産品の紹介、さらに、他都市の物産展などを行うアンテナショップなどの情報発信機能、そして、各種セミナーの開催、多目的トイレの提供やAED設置による公益的機能、この3つの機能をあわせ持つ施設を予定しています。</p>

(3) 平成 21 年第 1 回定例会 (3 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《市政自民党》 柳ヶ瀬のアーケードを撤去することについて</p>	<p>《商工観光部長》 柳ヶ瀬商店街におけるアーケードは、各商店街振興組合によって整備、維持管理されています。現在では組合の財政状況が厳しい中、アーケードの老朽化あるいは維持管理に伴うコスト負担などの課題があります。 このような中、柳ヶ瀬本通りや日ノ出町通り、レンガ通りの商店街振興組合では、柳ヶ瀬の活性化のために、ハード整備事業、ソフト事業をあわせてまちづくり計画を現在策定され、アーケードを存続させた活用、あるいは撤去をしての魅力づくりなど、活発な議論がなされているところです。 今後は市としてもその計画策定に参画し、国の戦略補助金に加え、市も助成しながら事業を進める予定です。いずれにしても、通りごとの実情や意向を尊重しながら支援し、また、柳ヶ瀬全体の魅力をどう創出していくかも十分に考慮しつつ、対応していききたいと考えています。</p>

(4) 平成 21 年第 4 回定例会 (12 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《市政自民党議員団》 (代表) 中心市街地活性化基本計画の区域拡大と岐大医学部等跡地整備について所見を。</p>	<p>《まちづくり推進部長》 中心市街地活性化基本計画の進捗状況としては、公共主体の事業はおおむねスケジュールどおりに進んでいます。民間や商店街主体の事業においては、事業スケジュールの一部におくれや変更が生じており、このままでは目標数値の達成が厳しい状況にあると考えています。 一方、現中心市街地活性化基本計画区域の北側に隣接する官公庁・公共施設ゾーンに位置する岐阜大学医学部等跡地には、図書館を発展させた情報センター機能とギャラリーや市民交流機能を備えた複合施設を整備する計画や、京町小学校跡地に学校統廃合による仮称・南中学校を整備する計画などが具現化して</p>

	<p>きました。</p> <p>したがって、これらの集客性の高い公共施設を整備することや地域の良好な住環境を整えることで、既存の民間事業の推進を触発するとともに、新たに生まれるにぎわいを柳ヶ瀬方面へ波及させることを目的に今回の区域拡大を計画したものです。</p> <p>この計画変更案では、市民が何度も行ってみたいと思えるような魅力ある核となる公共施設の整備、柳ヶ瀬のまちの魅力の向上、市内各地から中心市街地へのアクセス性の向上、柳ヶ瀬地区と新たな核との回遊性の向上など、戦略的なまちづくりを推進し、中心市街地全体の活性化を創出することとしています。現在、区域拡大などを初めとする変更案については、内閣府と協議を進めているところです。</p>
--	---

(5) 平成 21 年第 4 回定例会 (12 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《岐阜市議会公明党》</p> <p>・岐阜大学医学部等跡地と柳ヶ瀬地区との回遊性をどう図るのか。</p> <p>・柳ヶ瀬地区へのにぎわいの波及を期待するには、柳ヶ瀬地区にハード、ソフト面から魅力のある空間が必要であり、さらには、核となる誘客施設と若き後継者の育成が不可欠であると考えているが、柳ヶ瀬地区商店街の活性化に向けた取り組みの現状と今後について、所見を。</p>	<p>《まちづくり推進部長》</p> <p>・柳ヶ瀬地区との回遊性をどのように図っていくのかについて</p> <p>市内各地から中心市街地へのアクセス性を向上させるため、路線バスの再編整備や岐阜大学医学部等跡地にバス停を設置することとしています。また、跡地整備により新たに生まれるにぎわいの創出拠点から、柳ヶ瀬方面へ徒歩により快適に回遊できるよう歩車道を区別するカラー舗装や、休憩用のベンチを各所に設置し、安全で快適な道空間整備を行います。そのほか自転車を利用する施設利用者のために、自転車走行空間の整備やレンタサイクルポートを新設するなど、利便性の向上を図ることとしています。こうした取り組みにより、相互の回遊性を高め、中心市街地全体の活性化を推進していきたい。</p> <p>《商工観光部長》</p> <p>・柳ヶ瀬地区商店街の活性化に向けた取り組みの現状と今後について</p> <p>柳ヶ瀬地区については、にぎわい創出のため、商店街により工夫を凝らしたさまざまなイベントが開催されており、また、商店街振興組合や連合会においては、アーケードのあり方、大型空き店舗ビルなどの活用法も含めた勉強会、あるいは人材育成のためのセミナーなど取り組みがなされており、岐阜市としても積極的に支援しているところです。</p> <p>商店街の活性化はハード的な施設整備ばかりでなく、それぞれの店が魅力ある店舗となり、訪れた方々が楽しくまちで過ごし、何度でも訪れたいような商店街となることが重要です。そのためには、まず事業者自身の創意工夫や意気込み、やる気が肝要であると考えています。そのような中、特に今年度は独立行政法人中小企業基盤整備機構の支援を受け、商店街のコンセプトづくりやソフト事業の組み立てなど、商店街の皆さんが主体となったまちづくりに関する議論や討論が行われています。岐阜市としても中小企業基盤整備機構と連携をとりながら、積極的に支援を続けていく考えです。</p> <p>まずは、このような取り組みを通じまして、個性的で魅力ある商店街を形成することにより、核となる大型商業施設や誘客施設が進出したくなるような、にぎわいのある中心商店街の形成につなげていきたいと考えています。</p>

(6) 平成 22 年第 3 回定例会 (6 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《市政自民党》</p> <p>(代表)</p> <p>・岐大跡地の広場整備について</p>	<p>《市長》</p> <p>・岐阜大学医学部等跡地における広場の整備について</p> <p>具体的な広場の機能としては、岐阜市には緑や水というものが豊富であり、これを活用して自然環境を新たに創出していきたい。また、木陰にはベンチを置くなど市民の皆さんが憩える機能も持ってほしい。さらに、例えば、朝市やフリーマーケットなどのイベントによるにぎわい創出機能、緊急災害時の防災広場としての活用ということも期待できる、そんな広場を考えていきたい。</p>

<p>・少子・高齢社会を迎え、中心市街地ににぎわいを取り戻し、より活力あるまちづくりに資するために、どのようなコンセプト、どのような方針で市街地再開発事業を進めていくのか、</p>	<p>《都市建設部長》</p> <p>・中心市街地の活性化に関連する市街地再開発事業の推進方針について。</p> <p>岐阜駅西地区市街地再開発事業は平成19年10月に完成し、243戸の一般住宅と108戸の高齢者向け住宅を供給しています。そのほか民間の住宅の影響もあると思われるが、平成21年の中心市街地の居住人口は、平成18年に比べて5%程度増加しています。そのほか中心市街地活性化基本計画に位置づけられています問屋町西部南街区市街地再開発事業には270戸の住宅が、柳ヶ瀬通北地区市街地再開発事業には高齢者用の住宅80戸が計画されております。また、高島屋南地区と岐阜駅東地区の再開発事業におきましても住宅が予定されており、そうした事業が完成した暁には、まちなか居住の推進に大きく貢献するものと考えています。</p> <p>また、再開発ビルには商業施設や業務施設、中には公益的施設の導入なども考えられることから、市街地再開発事業を推進することは中心市街地活性化基本計画に掲げられています商業の活性化の増進と、にぎわいの創出という目標達成にも寄与するものです。</p> <p>以上、申し上げたように、市街地再開発事業は中心市街地の活性化、都市の再生に大きく貢献するものであることから、今後、計画的に事業が推進されるよう支援していきたいと考えています。</p>
--	--

(7) 平成 22 年第 4 回定例会 (9 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《クラブ青空》</p> <p>自転車優先レーン整備の必要性が語られ始めております。新しい基盤整備を進める上で、この自転車優先レーンの整備をどう具体化していくのか、所見を。</p>	<p>《副市長》</p> <p>自転車を含めた走行環境整備は、現在、国土交通省と警察庁により指定されましたJR岐阜駅南周辺道路の自転車通行環境整備モデル地区の事業ですとか、これまでの車優先の道づくりから人優先の道づくりへ転換するゆとり・やすらぎ道空間事業などで実施しているところです。</p> <p>また、自転車及び歩行者が安全で安心して通行できる交通環境の整備に向け、自転車の交通量が多い中心市街地を含む、南北はJR岐阜駅から長良川、東西は御鯨街道周辺から忠節橋通りに囲まれたエリアを対象として、自転車走行環境整備計画の策定を進めているところです。その策定に当たり、社会実験の検証を踏まえると、走行環境整備は、歩行者や自転車の安全性向上には実効性が高い手法であることが確認できたところです。</p> <p>その一方で、利用ルールの徹底及び遵守率の向上のためのソフト対策とか、バス停、交差点などの特殊部の処理方法などの課題も確認できたところです。</p> <p>また、社会実験実施の際、関係機関との手続に課題が見られたことから、本格実施に向けては関係機関と十分に調整を図るよう関係部局に指示を行ったところであります。</p> <p>今後は実施している事業に加えて、策定中である自転車走行環境整備計画の区域について、警察を初めとした関係機関と十分に調整を図り、順次整備を図っていきたくと考えています。その整備については、関係機関との調整や、交通量、交通流の状況を見ながら検討していきたいと考えています。</p>

(8) 平成 23 年第 1 回定例会 (3 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《市政自民党》</p> <p>・商店街空き店舗等活用事業の助成を拡大することについて</p>	<p>《商工観光部長》</p> <p>・空き店舗活用事業について</p> <p>平成9年度から空き店舗対策に取り組んでいましたが、大型商業施設の郊外への進出やリーマンショック以来の景気の低迷など、厳しい経済情勢の中で既存店舗の閉店もあり、空き店舗の解消にはつながっていないのが現状です。</p> <p>そこで、空き店舗の解消を強力に推し進めるために、今回この補助制度を拡充することにしました。</p> <p>拡充の内容ですが、これまでは1階への出店のみ助成を行っていましたが、今回はそれ以外の階に対しても出店する場合も対象に加えています。さらに、中心市街地活性化基本計画の期間中は補助率を6分の1から3分の1にします。また、店舗面積1,000平方メートル以上の大型空き店舗と、さらには、教育や医療、</p>

<p>・中心市街地新築住宅取得助成事業はどのような意義があるのか</p> <p>・また、どれだけの需要予測をしているのか</p> <p>・さらに、助成期間が1年間というのは効果があるのかどうか</p> <p>・歩いて柳ヶ瀬活性化事業について</p>	<p>健康に関する店舗への出店補助の2つのメニューを追加したものです。これらの拡充策により空き店舗への出店を促進することで、商店街に新しい魅力を創出し、そして、また、新しい顧客を呼び込み回遊性が高まることになれば、他の店舗へも波及効果が生まれるものと考えています。</p> <p>新たな補助メニューを加えたことや、そして、また、補助率の引き上げなど、そういったことで拡充策による需要を見込み、今回の予算を計上させていただいたものです。</p> <p>今後も商店街振興組合など関係団体と連携を図りながら、店舗オーナーの意向の把握に努めるとともに、出店意欲のある方を対象とした情報発信などを行い、中心市街地の空き店舗に出店しやすい環境づくりを推進し、空き店舗の解消を図っていきたくと考えています。</p> <p>《まちづくり推進部長》</p> <p>・本事業の意義について 大きく3つあると考えています。</p> <p>1つは、人口が増加することで買い物需要も増加し、食品スーパーを初めとした日常生活利便施設の新たな進出が期待され、一層暮らしやすいまちになることです。暮らしやすいまちになれば、さらに人口が流入するという好循環が生まれるものと考えています。</p> <p>2つ目は、良質な分譲マンションの供給が進むということです。</p> <p>対象区域内では分譲マンションの供給が過去2年間全く行われておらず、マンション需要が蓄積しているものと思われまますので、本事業の展開が分譲マンションへの民間投資を促すものと考えています。</p> <p>3つ目は、老朽建物の建てかえや低・未利用地の活用を促進することです。</p> <p>対象区域内には、建築年度が古い老朽建物や建物が取り壊され平面駐車場として利用されている土地が多く見られますので、これらにつきましても建てかえなどの意欲喚起につながるものと考えています。</p> <p>・まちなか賃貸住宅家賃助成事業の需要の見込みについて。 本事業の対象区域は、中心市街地活性化基本計画区域を取り巻く約500ヘクタールとしています。この対象区域内に賃貸住宅では約26%が空き家となっており、また、年間で約100世帯が市外から転入しておりますので、本事業の展開によってさらなる転入促進を図るものです。</p> <p>・助成期間1年間に効果はあるのかについて まちなかにおいて、交通、医療、買い物、教育などの生活利便性を1年間享受していただくことで、その後もまちなかに継続して居住していただくことを期待しているところです。</p> <p>・歩いて柳ヶ瀬活性化事業について 近年、健康づくりのためのウォーキングがクローズアップされています。また、本市はスマート・ウエルネス・シティ、すなわち健康なまちづくりを進め、市民の皆様の健康寿命を延ばすことに取り組むこととしております。こうしたことから、この事業は柳ヶ瀬地区に健康ステーション、駐輪場、レンタサイクルポートを整備し、自転車あるいは徒歩で来街しやすい環境を整えるとともに、周辺住民や柳ヶ瀬来街者の健康増進につなげることを目的としております。したがって、柳ヶ瀬周辺のみならず、ウォーキングを楽しんでいただく基地として、あるいは中継地として健康ステーションを利用していただくことにより、柳ヶ瀬の魅力をアップさせ、にぎわいの創出と市民の健康増進の一助となるよう活性化事業に取り組んでいきます。</p>
--	---

(9) 平成 23 年第 1 回定例会 (3 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《民主未来》 仮称・中央図書館も市役所も現在の位置よりも北へ移動することになります。これらの整備</p>	<p>《副市長》 岐阜大学医学部等跡地で新たに整備される予定の施設では大きな集客が見込まれますが、このにぎわいを柳ヶ瀬方面へ波及させるためには、跡地と柳ヶ瀬の間で距離感をなくす工夫を行い、回遊性を向上させる取り組みが重要であると考えています。回遊性を向上させるためには、例えば、歩きやすい道路環境を整備</p>

事業を当初の前提のとおり、中心市街地の活性化に寄与するものとしていくためには、柳ヶ瀬との距離感を解消する工夫が必要不可欠と考えますが、その認識と今後の取り組みについて、所見を。

する、自転車の走行しやすい環境を整備する、そして、バスなど公共交通の利用しやすい環境を整備することが重要です。

具体的には、歩きやすい環境整備に関する主な取り組みといたしましては、柳ヶ瀬から現市庁舎の西側を経由して跡地に至ります道路におきまして、歩行者に楽しく安全に歩いていただけるよう高品質で魅力ある道路の整備、あるいは歩行者の安全を図るため路肩のカラー舗装化、さらには、途中で休憩ができるような各所へのベンチ配置、そして、経路や施設を案内するためのサイン整備などを実施をしたいと思っています。

自転車の走行しやすい環境整備に関する主な取り組みといたしましては、自転車と歩行者の錯綜を防ぎ、安全、安心に通行できる道路空間の整備や医学部等跡地でのレンタサイクルポートの新設などを実施し、自転車の利便性の向上を図ることとしています。

また、公共交通を利用しやすい環境整備に関する主な取り組みといたしましては、柳ヶ瀬の医学部等跡地への乗り入れ、中心部でのコミュニティバスの推進、拠点的バス停の整備、あるいは既設の路線バスの再編整備などを行うことを考えているところです。

これらの事業を着実に実施することによりまして、医学部等跡地と柳ヶ瀬の回遊性を確保し、つかさのまちとなって新たに生まれ変わるにぎわいを柳ヶ瀬方面へ波及させるとともに、開発が進む岐阜駅周辺で創出されつつある新たなにぎわいともつなげていくことで、中心市街地全体の活性化を推進してまいりたいと考えています。

(10) 平成 24 第 1 回定例会 (3 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《新生岐阜》 (代表) ・現在の中心市街地活性化基本計画の進捗状況と今後の見通しについて</p> <p>・平成24年9月までとなっている中活計画終了後における中心市街地活性化の取り組みについて、所見を。</p>	<p>《まちづくり推進部長》</p> <p>・岐阜市中心市街地活性化基本計画事業の進捗状況について 国から認定を受けた71の事業中、これまでに完了した事業が23事業、毎年継続して行っている事業が20事業、平成24年9月までの計画期間内に完了予定の事業が8事業、計画期間後に完了が見込まれる事業が15事業、進捗が期待できない事業が5事業でございます。 行政が主体となり実施する事業は、おおむね着実に進捗しておりますが、商店街などの民間主体の一部の事業につきましては、計画認定時には予想しなかったリーマンショック以降の長引く景気低迷などの外的要因の影響を受け、進捗が困難な状況にある事業もございます。</p> <p>・現行計画終了後の中心市街地活性化の取り組みについて 本市では高齢化社会の到来を見据え、多くの市民にとって暮らしやすいコンパクトな都市構造への転換を目指しており、まちなか居住の推進のため、中心市街地の利便性の更なる向上を図っていかねばなりません。 そのためには、現行計画期間内には完了できない岐阜大学医学部等跡地第一期施設整備や高島屋南地区の再開発などの事業を着実に進め、柳ヶ瀬を中核とした中心市街地のにぎわいの創出による活性化を図ることが必要であることから、今後も引き続き、地元商店街などの民間事業者の皆様と力を合わせ、様々な事業を展開していきたいと考えております。 こうした中、内閣府地域活性化推進室から中活期間終了後の取り扱いについて、現行計画終了後に新たな計画を策定し認定を受けることは可能であり、その際、現行計画期間と連続して次期計画を開始することも可能である旨の通知をいただきました。 以上のことから、中心市街地活性化基本計画期間終了後の岐阜市の方針といたしましては、平成24年9月までの現行計画期間に連続した形で次期基本計画を策定する方向で、既存事業と新たに追加する事業の洗い出しを行うとともに、第二期計画の認定に向け、国との協議を進めてまいりたいと考えています。</p>

3 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場

第2期基本計画においても第1期基本計画の基本的な考え方を受け継いでいる。第1期基本計画を作成するにあたっては、有識者や民間事業者、地域住民等の理解と参画を得ることで、実効性の高い基本計画となり、また、事業者間の連携が図られ、事業が円滑かつ確実に実施されるよう、準備段階から、多様な関係者との情報交換を行った。

(1) 県都岐阜市のまちづくり協議会（中心市街地のマスタープラン）

岐阜市中心市街地は、大規模集客施設の郊外立地や居住人口の減少等により停滞が進みつつあることから、岐阜県、岐阜市は、地域住民代表、民間事業者、関係団体代表等が一体となって、平成17年10月に「県都岐阜市のまちづくり協議会」を設立、平成19年2月に「県都岐阜市のまちづくり構想」を取りまとめた。

この構想は、概ね10～15年を対象に、岐阜市中心市街地における「まちづくりの方針」と「整備像」を描いた上で、それを具体化するための「主要な施策」を明らかにしたもので、中心市街地に対する取組みの指針となるものである。

（協議会での検討経緯）

平成17年10月27日	・中心市街地の現状と課題、国・県・市の取組み紹介
平成17年11月24日	・県内外事業者等、調査研究機関、まちづくり団体代表、まちづくり会社代表、他自治体代表、鉄道事業者等と9回に渡り意見交換を実施
平成18年2月27日	
平成18年3月22日	・これまでの意見交換についての論点整理に関する意見交換
平成18年3月28日	
平成18年5月31日	・県都岐阜市のまちづくり構想案の中間報告と意見交換
平成18年9月1日	・県都岐阜市のまちづくり構想案に関する意見交換
平成18年9月21日	・地元住民との意見交換会（柳ヶ瀬関係者）
平成18年10月11日	・地元住民との意見交換会（岐阜駅周辺関係者）
平成18年11月20日	・段階的实施プログラムなど、進め方について
平成18年12月15日	・パブリックコメント実施（～平成19年1月15日まで）
平成19年2月16日	・構想の取りまとめ

（協議会での主な意見）

1) 公共交通の利便性向上やにぎわい空間の創出

- ・多様な交通手段の乗継が全体として安全かつ円滑になるよう整備が必要。
- ・バス停の整理統合やバス路線網の見直し等を検討して、バスの利便性の向上を図る。
- ・岐阜駅前周辺地区ににぎわい空間を創出する。
- ・県都岐阜市のシンボルとなる形で岐阜駅北口広場を整備する。

2) 新たな魅力づくりによる集客性の高い空間づくり

- ・空き店舗対策の推進や大型店舗の誘致を行う。
- ・高齢者、子育て支援等の公益的機能を創出すべき。
- ・若者を惹き付ける魅力を創出する。
- ・にぎわいを創出するイベント等の創出が必要。
- ・まちづくりを担う人材の育成を進める。

3) 魅力ある回遊性等の創出によるまちなか観光の振興

- ・柳ヶ瀬等の魅力を探して磨きをかけることが必要。
- ・情報提供、発信の充実や関係者との連携による観光客を誘引する仕組みづくりが必要。
- ・岐阜駅周辺と柳ヶ瀬を結ぶ回遊ルートの整備が必要。
- ・レンタサイクル事業の拡充や魅力的な循環バスの導入が必要。

4) まちににぎわいを取り戻すまちなか居住の促進

- ・建替え相談所の設置や共同建替えなどの情報提供を進める。
- ・規制緩和、立地規制、建替えの環境づくりの検討が必要。
- ・再開発事業等の掘り起こしと支援を進める。
- ・名古屋都市圏からの転入者を誘引するまちなか居住環境の形成が必要。

5) 都心立地志向産業の誘導のための総合的な環境づくり

- ・IT企業の誘致等による集積拠点の形成を進める。
- ・実践的なIT人材の育成を進める。
- ・JR岐阜駅東街区（東のまち）への事務所機能等の集積や魅力ある都市環境の形成を目指す。
- ・地区環境の保全を図りつつ、SOHO系企業の立地を誘導することが必要。

県都岐阜市のまちづくり協議会委員名簿

区分	所属
有識者	岐阜大学工学部教授
	日本大学理工学部教授
	川原町まちづくり会事務局長
	ぎふまちづくりセンター会員
	NPO法人G-net代表理事
経済界	岐阜商工会議所副会頭
	岐阜市商店街振興組合連合会理事長
	岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会理事長
	玉宮まちづくり協議会会長
駅前関係団体	(社)岐阜ファッション産業連合会理事長
地元自治会	華陽自治会連合会会長
	徹明自治会連合会副会長
	明德自治会連合会副会長
福祉団体	岐阜市身体障害者福祉協会会長
交通関係	東海旅客鉄道株式会社総合企画本部企画開発部担当課長
	名古屋鉄道株式会社鉄道事業本部建設部長
	岐阜乗合自動車株式会社常務取締役
行政関係	国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課企画専門官
	国土交通省中部地方整備局建政部長
	国土交通省中部運輸局企画観光部長
	経済産業省商務流通グループ中心市街地活性化室長
	中小企業庁経営支援部商業課企画官(中心市街地担当)
	経済産業省中部経済産業局 産業部長

(2) 中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業

平成18年度の「市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業（経済産業省）」に選定された。その中で、郊外部の住民、岐阜市女性の会、消費者団体、商業関係者及び柳ヶ瀬地区の再開発事業関係者に、岐阜市中心市街地活性化協議会のメンバーも加わり、中心市街地、特に柳ヶ瀬について専門家とワークショップを実施した。そのまとめとして、平成19年2月には報告会を実施し、岐阜市中心市街地のあり方について確認した。

① 開催状況（ワークショップ）

第1回 平成18年11月6日

議題：中心市街地で実施したアンケート調査結果について
中心市街地のまちづくり計画（短期）[案]について

第2回 平成18年12月18日

議題：岐阜市中心市街地活性化基本計画（素案）について
柳ヶ瀬地区の活性化について

第3回 平成19年1月19日

議題：今までの経緯について
柳ヶ瀬の現状、柳ヶ瀬の再生について
柳ヶ瀬地区内における再開発事業
再開発関係者、商店街関係者と専門家との意見交換

1) 主な意見（ワークショップ時）

- ・消費者は物を持っている。体験できるまちづくりが必要。
- ・スーパーマーケットが必要。
- ・無料駐車場や駐輪場が要る。
- ・中心部では、多世代が住める住宅を建築すべき。
- ・郊外に住む住民が中心市街地に来やすいようなバスの整備が必要。
- ・イベントの実施とPR。
- ・アーケードで暗い。必要だろうか。

2) 主な意見（専門家からの助言）

- ・柳ヶ瀬には核が必要。未利用となっている跡地の整備が重要。
- ・柳ヶ瀬の周辺は生活に不便で、食品スーパーが必要。
- ・再開発事業では公共床を整備することも必要で、図書館を核にすると良い。
- ・文化センターが玉宮通りに顔を向けていない。
- ・小さな宅地単位での建替えを支援し、家賃補助など、まちなか居住に市が支援する。
- ・公共交通のほうが多く、スムーズに行ける仕組みを作る。
- ・公共交通機関の利便性向上のため、1日何回でも乗降できる料金ゾーン。
- ・岐阜駅周辺と柳ヶ瀬との業務分担など市全体の再構築が必要
- ・岐阜駅周辺では商業をコントロールしないと柳ヶ瀬が喰われる。

② 報告会 平成19年2月27日

診断・助言事業の成果を、幅広く市民に発表し、周知させる。

- ・まちなか居住を促進するために行政が取り組むべきこと
- ・柳ヶ瀬において商業活性化のため商店街が行なうべきこと
- ・公共交通、自動車利用者・自転車利用者のための対策

(3) 岐阜市都心再生協議会（柳ヶ瀬関係者）

平成17年度、全国都市再生モデル調査（柳ヶ瀬地区における潜在的建替え需要の顕在化調査）を契機に「岐阜市都心再生協議会」が創設され、柳ヶ瀬の再生のため、都心居住促進策、集客のための魅力拠点づくり等について協議を行なっている。

（岐阜市都心再生協議会での検討経緯）

- 平成17年8月18日 ・地区の現況と課題
- 平成17年9月27日 ・コンパクトシティに関する国の動向と事例
・地区の将来ビジョンに関する意見交換
- 平成17年11月22日 ・アンケート調査結果に関する意見交換
・柳ヶ瀬地区建替え相談システムについて

平成 18 年 1 月 20 日 ・柳ヶ瀬再生試案に関する意見交換

平成 18 年 9 月 21 日 ・柳ヶ瀬レトロ構想に関する意見交換

(岐阜市都心再生協議会の主な意見)

- ・柳ヶ瀬再生には「住む」ことが不可欠。
- ・インパクトのある集客施設が必要。
- ・総合的に建替えを相談できるところが市にあると良い。
- ・食品スーパー、医療施設など生活支援施設の誘致が先決。
- ・イベントの認知度が低い。周知する方法を考えなくてはならない。
- ・レトロ写真館では一定の効果があつた。団塊の世代をターゲットとする。
- ・自分の商店が何をするか考えるべき。他にないものを。

岐阜市都心再生協議会構成委員

所 属	役 職
明德自治会連合会	会長
明德自治会連合会	副会長
明德自治会連合会	副会長
明德自治会連合会	
徹明自治会連合会	会長
徹明自治会連合会	副会長
徹明自治会連合会	副会長
徹明自治会連合会	副会長
岐阜市商店街振興組合連合会	理事長
岐阜市商店街振興組合連合会	副理事長
岐阜市商店街振興組合連合会	副理事長
岐阜市商店街振興組合連合会	
岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	理事長
岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	副理事長
岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	
株式会社十六銀行地域振興部地域開発グループ	調査役
岐阜県建築設計監理協同組合	代表理事
社団法人岐阜青年会議所	委員長
NPO法人G-net	理事

(4) 繊維問屋街の将来的なあり方に係る検討会議（岐阜駅周辺関係者）

繊維問屋街の将来のあり方を検討する「繊維問屋街の将来的なあり方に係る検討会議」が創設され、具体的な取組みについて協議を行なっている。

(繊維問屋街の将来的なあり方に係る検討会議での検討経緯)

平成 18 年 7 月 14 日 ・地区の土地利用方針に関する意見交換

平成 18 年 8 月 3 日 ・地区の整備イメージに関する意見交換

平成 18 年 8 月 21 日 ・考えられる具体的な取組みに関する意見交換

(繊維問屋街の将来的なあり方に係る検討会議の主な意見)

- ・衰退への対策を怠ってきた。
- ・一つの時代が終わったと考えるべき。
- ・将来を見据えた都市開発が必要。飲食、生活、娯楽の空間としての街づくりを行い、その中にアパレルもあるといった広い意味でのまちづくりが必要。
- ・我々は、卸として日本中を対象としている。小売に限定すると、岐阜市 40 万人程度を対象としたビジネスになってしまう。
- ・ターゲットは、ニーズの少ない若者ではなく、お金も暇もある中高年にするべきではないか。
- ・卸機能をベースに小売機能を持たせることにメリットがあり、消費者が集まる
- ・今まで西部地区だけで再開発を考えてきたが、問屋街全体で再開発を考える必要がある

- る。
- ・ 東部地区の商業・業務機能を強化することについては、異論は無いが、こういった世代をターゲットにするのかをつめるべき。

繊維問屋街の将来的なあり方に係る検討会議

所 属	役 職
(社)岐阜ファッション産業連合会	副理事長(東部繊維連合発展会会長)
	理事(住田町繊維発展会会長)
	副理事長(中部繊維連合会会長)
	理事
	副理事長(西部繊維連合会会長)
	理事
岐阜市	

(5) 岐阜市・柳商連意見交換会（柳ヶ瀬地区）

柳ヶ瀬の活性化において、行政と地元が一つになりひざ詰め議論をする目的から、岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会と岐阜市とで意見交換を行っている。今までに出た主な意見は以下のとおりである。

- ・ 高島屋南の再開発が整備されれば、柳ヶ瀬のほかでも開発が誘発される。なんとしても成功事例としたい。
- ・ 公共用地、公共施設が存在しない。検討するための行政+地元の委員会を立ち上げてはどうか。
- ・ 柳ヶ瀬に来る目的が無いと、沿道整備しても玉宮から柳ヶ瀬には来ない。
- ・ まだ、活性化の意識は組合員に温度差がある。
- ・ 市役所にも、柳ヶ瀬に関する問題を一括して受ける窓口が必要。

(6) 「ぎふ女子高生フォーラム」による中心市街地活性化の取組み

本フォーラムは、「岐阜の中心市街地には活気がない」、「面白そうじゃない」としばしば耳にし、友達を柳ヶ瀬に遊びに誘っても興味が無いという子が多いのが現状であるが、みんなが気づかない素敵な場所もたくさんあり、「柳ヶ瀬はイマイチ」には食わず嫌いなところもあるのではないかと、という問題意識から、学生を中心にした活動をきっかけに自分のまちに愛着を持ってもらおうと、平成18年12月発足したものである。柳ヶ瀬の歩行者通行量調査を踏まえ、柳ヶ瀬に対するイメージを話し合い、自分の住んでいるまちのまちづくりに取り組むきっかけとなるような活動を目指している。

（これまでの活動経緯）

- 平成18年12月23日 ・ 第一回フォーラムの開催
歩行者通行量調査の実施、フォーラム
- 平成19年1月10日 ・ 岐阜市職員とのまちづくり懇談会の開催
- 平成19年2月17日 ・ ぎふ三十六景@バレンタインの開催
柳ヶ瀬の好きなところを写真撮影、トークタイム
- 平成19年3月11日 ・ 吉商本舗（静岡県富士市、吉原商店街内）を視察

(7) 多様な主体による取組みと柳ヶ瀬プロデュースチームの設置

① 行政の取組み

中心市街地活性化のため、行政による支援制度の活用、各商店街連合会によるイベントの開催、NPO法人による起業家育成および学生などによるまちづくり活動など、多様な主体が様々な取組みをしているところであるが、これらの活動は、個々に活動がなされていて、行政と一体となった取組みに欠ける点があった。

このため、これら多様な主体による様々な取組みを集結させる仕組みを設けるとともに、柳ヶ瀬の活性化に向けた様々な取組みの戦略づくりや先導的な取組みを進める新たなプロデュース組織として、平成19年8月、「柳ヶ瀬プロデュースチーム」を設置した。

② 柳ヶ瀬プロデュースチームの設置

1) 目的

柳ヶ瀬に関わる様々な主体が参加・連携し、柳ヶ瀬の活性化、にぎわいの創出に資する事項の協議及び実践を行なう。

2) 構成員

行政関係者、各商店街連合会、商工会議所、通りごとの代表者、地元自治会、青年会議所、中心市街地整備推進機構、まちづくり団体およびその他、柳ヶ瀬の活性化に関係する様々な主体からなる。

3) 活動内容

- i) にぎわいを創出する呼び水的な活動（ソフト事業）の実践
- ii) 中心市街地活性化基本計画を推進するための意見交換、提案
- iii) 柳ヶ瀬の活性化、にぎわい創出に向けた戦略の企画立案

③ 新たな担い手等の創出

柳ヶ瀬を再生するためには、自助共助的な取組みのための新たなグループの設置などの「新たな公」の創出が求められる。さらには、コミュニティビジネスなど地域に根ざした活動の展開も望まれる。このため、中心市街地整備推進機構において、このような新たな担い手の創出を支援する取組みを展開する。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

「中心市街地活性化協議会」については、有識者、経済界、権利者、駅前関係団体、地元自治会、福祉団体、教育文化団体、交通事業者、警察関係等を構成員とし、平成18年8月に立上げ、事務局は岐阜商工会議所が担当する。なお、都市機能の増進を総合的に推進する調整を、一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社（平成18年8月に中心市街地整備推進機構に指定）が担い、経済活力を総合的に推進するための調整を商工会議所が担う。

(1) 岐阜市中心市街地活性化協議会構成委員

(平成28年8月29日現在)

区 分	所 属	役 職 等
有識者	岐阜大学地域科学部	名 誉 教 授
	岐阜大学地域科学部	教 授
都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者(第15条第1項第1号)	一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社	業 務 執 行 理 事
		事 務 局 長
経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者(第15条第1項第2号)	岐阜商工会議所	副 会 頭
		専 務 理 事
経済界	岐阜市商店街振興組合連合会	理 事 長
		副 理 事 長
		理 事
	岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	理 事 長
		副 理 事 長
		副 理 事 長
玉宮まちづくり協議会	会 長	
権利者	高島屋南地区市街地再開発準備組合	理 事 長
	岐阜駅東地区市街地再開発準備組合	理 事 長
事業者	日ノ出町商店街振興組合	副 理 事 長
駅前関係団体	一般社団法人岐阜ファッション産業連合会	理 事 長
地元自治会	華陽自治会連合会	会 長
	徹明自治会連合会	会 長
	明德自治会連合会	会 長
	京町自治会連合会	会 長
福祉団体	岐阜市身体障害者福祉協会	会 長
教育文化団体	公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団	理 事 長
交通事業者	名古屋鉄道株式会社	西 部 支 配 人 室 支 配 人
	岐阜乗合自動車株式会社	常 務 取 締 役
警察関係	岐阜中警察署	副 署 長
		生 活 安 全 課 長
行政	岐阜市	副 市 長
事務局	岐阜商工会議所	振 興 部 長
		振 興 課 長
		振 興 課 主 査

(2) 協議会開催状況(第1期基本計画認定前)

- ① 準備会 平成18年8月11日
 議題：・協議会の設立、協議会の規約、及び改正まちづくり三法について
 ・講演「岐阜市の中心市街地活性化について」
- ② 第1回 平成18年10月30日
 議題：・協議会規約の見直しについて
 ・中心市街地のまちづくり計画(短期)[案]について
- ③ 第2回 平成18年11月13日
 議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)について

④ 第3回 平成19年3月22日

議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)について

意見：・妥当なものである

⑤ 意見書提出 平成19年3月27日

【意見】

岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)(以下「基本計画案」)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

【付帯意見】

基本計画案では、5年間で実施される事業の実施主体、支援内容等が明記されるとともに、数値目標も設定されていることから、中心市街地が活性化されると考えられるが、より確実に効果が上がることを期待し、次の意見を申し添える。

1. 行政、事業者及び商業関係者等が一体となった事業推進体制の構築を図られたい。
2. 基本計画の対象区域に隣接する地区も中心市街地活性化の担い手であることを考慮し、まちなか居住や都市福利等に関連する事業においては、対象区域と隣接地区の連携にも配慮されたい。
3. これからの社会・経済状況を考えた時、選択と集中によるメリハリの効いた事業者支援が必要である。事業者の自主性、意欲、創意工夫に基づいた支援に配慮されたい。

(3) 協議会から出された主な意見

① 市街地整備等の事業について

- 1) 市街地整備、都市福利施設、居住、商業、公共交通等の項目によって事業のアンバランスがある。
- 2) 中心部で居住のための環境整備が必要。
- 3) 柳ヶ瀬での核施設が必要である。
- 4) 長崎屋跡地の活用がポイントである。
- 5) まち歩きのための環境整備が必要。
- 6) 土、日曜日の人通りの減少は、商店主の責任が大きい。5%の増客を目指し、個店の情報提供を行う。
- 7) 玉宮は、がんばっている。柳ヶ瀬の商店は、遅くまで営業してほしい。
- 8) 公共交通(バス)が全て中心市街地を通るようにルート設定してほしい。

② 都市機能の集積について

- 1) 広域の問題を県と調整する必要がある。
- 2) 公共施設の郊外移転が中心部衰退の原因であると思う。
- 3) 郊外の大型店の規制が必要。

③ その他

- 1) 岐阜駅周辺と柳ヶ瀬を相乗的に発展させるための役割分担を考える必要がある。

(4) 協議会開催状況(第1期基本計画認定後)

① 第4回 平成20年2月27日

議題：・規約の改正(案)について

- ・岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更事項について

② 第5回 平成21年2月26日

議題：・事業の進捗状況について

③ 第6回 平成21年9月3日

議題：・中心市街地活性化基本計画の変更について

意見：・妥当なものである

④ 意見書提出 平成21年9月10日

【意見】

岐阜市中心市街地活性化基本計画(変更案)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

⑤ 第7回 平成22年1月27日

議題：・中心市街地活性化基本計画の変更認定について(報告)

・特定民間中心市街地活性化事業計画(日ノ出町アーケード改築事業)について

⑥ 第8回 平成22年5月26日

議題：・中心市街地活性化基本計画の変更について

・規約の改正について

・特定民間中心市街地活性化事業計画(日ノ出町アーケード改築事業)について

・事業の進捗状況について

⑦ 第9回 平成23年1月31日

議題：・日ノ出町アーケード改築事業の計画変更について

・基本計画の変更について

・主要事業の進捗状況について

⑧ 第10回 平成23年6月3日

議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況

・岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について

・旧岐阜メルサファッション館へのドン・キホーテ出店に係る協議会の取り組み報告

・岐阜市中心市街地活性化協議会部会の活動報告

・主な事業の進捗状況報告

・その他取り組み報告

⑨ 第11回 平成24年2月23日

議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況報告

・第2期岐阜市中心市街地活性化基本計画について

意見：・第2期岐阜市中心市街地活性化基本計画案概要は、第1期基本計画終了後の岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものであり、認定に向けて作業を進めることを了承する。

⑩ 意見書提出 平成24年5月10日

【意見】

2期岐阜市中心市街地活性化基本計画(素案)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

(5) 協議会から出された主な意見

【意見】

平成 19 年の岐阜市中心市街地活性化基本計画の認定以降、岐阜シティ・タワー 4 3 及び岐阜スカイウイング 3 7 のツインタワー完成、全国最大級の面積を誇る岐阜駅北口駅前広場の整備など、新たな岐阜市のシンボルとなる核的開発が着実に実現するとともに、商店街やまちづくり団体等においてイベント開催やゆるキャラを活用した PR など、にぎわい創出のための各種ソフト施策が展開された結果、居住人口や通行量において活性化の兆しが現れるなど取組みの効果が表れ始めており、官民一体が活性化に向け各種事業を展開した結果であると言える。

特に、旧岐阜メルサファッション館へのドン・キホーテ出店は、協議会としてワーキングを開催し、商店街や商工会議所、岐阜市など官民一体となって誘致活動に取り組んだことが実を結んだものであり、若者の回遊等による新たなにぎわいが創出されている。

今後も引き続き、2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画のもと、柳ヶ瀬の活性化を主眼に中心市街地全体の活性化をさらに推し進めるべく、行政と連携しながら協議会として活性化に取り組んでいく。

(6) 協議会開催状況（第 2 期基本計画認定後）

- ① 意見書提出 平成 25 年 2 月 6 日

【意見】

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

- ② 意見書提出 平成 25 年 6 月 17 日

【意見】

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- ③ 第 12 回 平成 25 年 8 月 9 日

- 議題：・会長交代について
・規約の変更について
・2 期計画第 2 回変更の認定について
・2 期計画の進捗状況報告について
・日ノ出町部会の活動報告について

- ④ 意見書提出 平成 25 年 10 月 4 日

【意見】

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の第 3 回変更（案）は、妥当なものである。

- ⑤ 意見書提出 平成 26 年 6 月 20 日

【意見】

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- ⑥ 第 13 回 平成 27 年 2 月 26 日

- 議題：・2 期計画第 3 回、第 4 回変更の認定について
・2 期計画の進捗状況報告について
・中心市街地活性化基本問題検討部会の設立について

- ⑦ 第 14 回 平成 28 年 1 月 14 日

- 議題：・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
・中心市街地活性化基本問題検討部会の協議について
・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について

⑧ 意見書提出 平成 28 年 2 月 9 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

⑨ 第 15 回 平成 28 年 8 月 29 日

- 議題：・ 2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況及び目標数値の達成状況について
- ・ 2 期中心市街地活性化基本計画の変更について
 - ・ 中心市街地活性化基本問題検討部会 岐阜市市街地の近未来を考えるシンポジウム

⑩ 意見書提出 平成 28 年 10 月 18 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

(7) 協議会の規約（中心市街地の活性化に関する法律との適合）

① 法第 15 条第 3 項 協議会設立時の公表

- ・ 規約において、広告について規定し(第 13 条)、協議会設立時に公表を行い、また、協議会の会議は傍聴が可能で、議事録も公開するなど、会議の透明性確保にも努めている。(規約第 11 条第 2 項、第 3 項)

② 法第 15 条第 4 項 関係者が参加できること

法第 15 条第 5 項 参加申し出を拒めないこと

- ・ 協議会への入会は、申し出でよいこととしている。(規約第 6 条)

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

中心市街地活性化のための事業は、現状を客観的に把握・分析し、かつ、地域住民のニーズに即したものとし、多様な施策を互いに連携させて一体的に実施する必要がある。

岐阜駅周辺では、現在市街地再開発組合による市街地再開発事業が進み、あるいは計画されており、繊維問屋街の再生や商業施設の導入等、居住のための住宅供給など、行政、民間一体となった複合施策を展開している。

柳ヶ瀬では、歩行者通行量の減少、商業機能の衰退、周辺も含めた居住人口の減少などの課題が多く、今後、様々な主体が連絡を取り合い、重点的に施策を展開していく必要がある。よって、以下に、現状分析とニーズ分析から導かれ、実施する主な事業についてその取組み主体も含め記載する。

【柳ヶ瀬における事業実施マトリックス】

		現 状 分 析			
		居住者の減少	歩行者通行量の減少	新規出店店舗数(横ばい)	大型店の減少
二 ズ 分 析	都心部への住み替えニーズがある	市街地再開発事業(住宅供給)、中心市街地新築住宅取得助成事業、中心市街地建替え促進事業等によって住宅供給を促進し、また、まちなか賃貸住宅家賃助成事業も推進することで、中心市街地の居住者を増やし、通行量や新規出店店舗数を増加させる。 【実施主体: 岐阜市】 ・中心市街地新築住宅取得助成事業 ・中心市街地建替え促進事業 ・まちなか賃貸住宅家賃助成事業 【実施主体: 組合】 ・市街地再開発事業			
	オープンカフェ等社会実験で、歩行者通行量が5割増し		商店街情報発信拠点整備事業によって開設された「岐阜市柳ヶ瀬あい愛ステーション」を情報発信拠点及び交流拠点として活用することにより、来街者の利便性の向上と商店街の魅力向上を促進し、歩行者通行量を増加させる。 【実施主体: 一般財団法人にぎわいまち公社】	魅力あるイベント等ソフト施策の実施(フラッグアート展、道三まつり、岐阜卓真ん中夏まつり、ぎふ信長まつり、メガ街コン、買い物宅配サービス事業、中心商店街活性化プロデュース事業、柳ヶ瀬商店街暴力追放推進事業など)によって商店街の集客力を高め、買い物満足度を高めるとともに、買い物客による歩行者通行量を増やす。 【実施主体: 商店街振興組合、実行委員会、岐阜市】	
	診断助言事業(買い物に満足している割合が少ない)	BRT導入事業、中心部コミュニティバス推進事業、EV普及促進事業などの推進により、中心部住民の移動手段が多様化し利便性が向上することで、生活の場としての魅力が高まり、居住が促進される。 【実施主体: バス事業者】 ・BRT導入事業 ・中心部コミュニティバス推進事業 【実施主体: 岐阜市】 ・中心部コミュニティバス推進事業・EV普及促進事業	SWC推進事業(健康ステーション事業)により、健康機器の設置、健康に関する教室の開催など健康情報の発信、及びステーションを拠点にウォーキングやジョギング等で柳ヶ瀬周辺を回遊することなどで、歩行者通行量を増加させる。 【実施主体: 岐阜市】	大規模小売店舗立地法の特例措置を活用し、大型店の跡地や市街地再開発事業等により併設される商業スペースへの大規模小売店の出店を図り、にぎわいの創出につなげる。 【実施主体: 岐阜県】	
	診断助言事業(暮らしに役立つ公共施設が充実していると思う割合が少ない)			空き店舗対策事業により、各商店街のコンセプトにあった業種、業態、立地・入居条件を募集し、魅力ある商店街を形成を図る。 また、大型空き店舗入居活用事業により、中心市街地にある大型空き店舗を再生し、商業施設・一般公衆利便施設等の導入を図る。 これらの事業により、商業の活性化とにぎわいの創出につなげる。 【実施主体: 商店街振興組合】	
				高島屋南地区公共施設整備事業により、来街者等と連携した魅力ある活動が展開できる公共施設を設置して、集客性を高め、にぎわいの創出を図る。 【実施主体: 岐阜市】	
			公益機能創出支援事業により、高齢者や子育て支援等の公益的機能の創出を図ることにより中心市街地への来街者の増加を目指し、にぎわいにつなげる。 【実施主体: 商店街振興組合】		

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

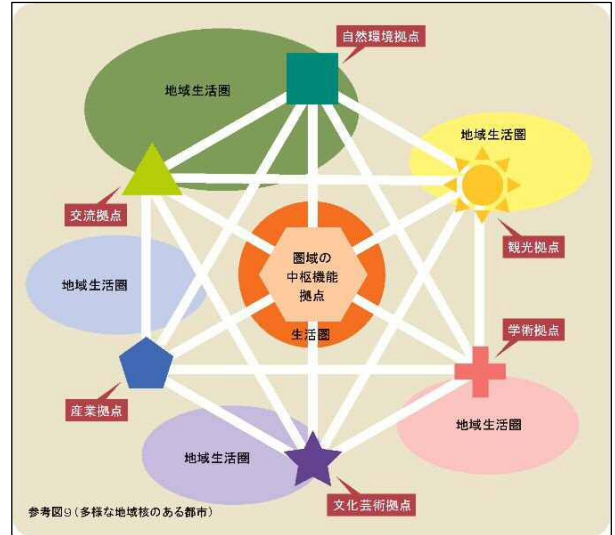
1 中心市街地への都市機能の集積のための方針

(1) 岐阜市総合計画（ぎふ躍動プラン・21）[平成20年3月策定]

① 将来都市像〔基本構想〕

総合計画では、岐阜市の将来都市像として5つの柱を掲げている。この中で、中心市街地については、「総合的な観点から市街地の再生を図る再開発等によってその活性化を図る」とし、中心市街地活性化の方向性を示している。

また、市街地の拡充については、「土地の実際の需要に対応しながら慎重に行い、既存の市街地については、有効な活用を図っていかねばなりません」とし、集約型都市構造への転換の方向性を示している。



さらに、普段の日常生活では、歩いたり、公共交通や自転車での移動によって事足りるような適度な大きさの地域の中で、日常的なサービスが充足される地域核を形成し、各々の地域核がそれぞれの個性と特色を形づくり、市域全体として“多様な地域核の都市”を目指す方向性を示している。

② 都市空間形成の方針

基本構想の将来都市像(多様な地域核のある都市)を踏まえ、都市空間の基本方針として3つの柱を掲げている。その柱のうち、「集約型の市街地形成と市街地拡大の抑制」では、多様な都市機能の集積を図り、「都市拠点の適正な配置」では、都心部(中心市街地)を中枢機能拠点と位置づけ、まちの顔としてふさわしい機能や環境の整備を図るとしている。

また、中枢機能拠点を補完し、活力と魅力の向上を先導する拠点として、高次都市機能の集積拠点を立地特性に合わせて配置し、それぞれの拠点機能の強化を図るとしている。



都市空間形成の基礎となる土地利用については、4つの地域区分ごとに基本方針を示しているが、このうち中心市街地ゾーンでは、都心部として現在の都市基盤を有効に活用しつつ高度利用を図り、中枢業務機能や商業機能集積に加え、良好な居

住機能、にぎわい機能など、多様な都市機能の集積を図るとしている。

(2) 岐阜市都市計画マスタープラン[全体構想平成 20 年 12 月策定]

① 都市づくりの基本理念

都市計画マスタープランの全体構想では、【豊かな自然と歴史に恵まれた環境のなかで、コンパクトな市街地が互いに連携した、安全で安心な活力あふれる県都】を基本理念として掲げ、集約型の都市構造の実現を目指している。

【目指す都市像のイメージ】

豊かな自然と歴史に恵まれた環境のなかで、活力と魅力のある観光・産業拠点等が適正に配置された都市を目指すとしている。

中心部では賑わいと魅力ある空間の形成、周辺・郊外部では日常的なサービスを楽しむ快適な生活圏の形成を目指すとしている。

また、環境との共生や、魅力ある都市景観の形成を図り、市民がいきいきと安全で安心して暮らせるスローライフ等の多様で幅広い価値観に対応した都市を目指します。

② 重点目標

基本理念を実現するために、5つの目標を定め、その中に「交通システムが確保され、集約型の市街地が形成されたまちづくり」「活力とにぎわいのあるまちづくり」を掲げ、中心市街地での商業・居住などの都市機能の集積を図り、まちなか居住やにぎわいの創出などを推進しさらなる活性化を図っていく。

【重点目標】

目標① 交通システムが確保され、集約型の市街地が形勢されたまちづくり

人口減少、高齢化、地球環境負荷の低減などの課題に対応するため、これまでのような外延的拡大型の市街地形成を見直し、既存の都市基盤を有効に活用し、日常生活のサービスが充足される地域生活拠点等を中心とした、まとまりある集約型の市街地形成への転換を図ります。

また、県都としての中核性を支える観光・文化・産業などの様々な都市機能を都市全体の視点から適切に配置し、中心市街地では商業・居住などの都市機能の集積を図ります。

それらの都市機能や地域生活圏を、公共交通ネットワークの形成などにより連携するとともに、歩行者や自転車が安全に通行できる交通環境の整備を進めます。

目標② 活力とにぎわいのあるまちづくり

県都として活力・交流・にぎわいのある環境が形成されるよう、中京圏や北陸圏と連携できる広域的な幹線道路網の強化を進めます。

中心市街地では、集約型の市街地形成を先導する役割を担う、まちなか居住やにぎわいの創出などを推進し活性化を図ります。

また、市の活力や魅力を高めるものづくり産業やまちなか観光などを推進し、活力・交流・にぎわいのあるまちづくりを進めます。

目標③ 都市の魅力を高める美しい景観・環境が創出されたまちづくり（略）

目標④ 安全・安心で、質の高い暮らしを支える住環境の整ったまちづくり（略）

目標⑤ まちづくりの担い手の育成と、市民協働によるまちづくり（略）

③ まちづくりの方針 [中央部① [中心市街地を含む地域]

土地利用の方針の中で、基本方針として「安全で快適かつ持続可能な集約型市街地形成を進めます」としている。都市の顔であり集約型の都市構造を先導する中心市街地について、より高度で多様な都市機能の集積化を進めることで、市内外の多くの人々が岐阜市の魅力を最もよく享受できる都市空間の形成を図り、活性化を図っていくとしている。平成19年5月に策定した基本計画の区域の

ほかにその北側に官公庁・公共施設が集積している区域を位置づけ、その中で岐阜大学医学部跡地については、明るい未来を牽引する新しい時代の「つかさのまち」を基本理念とし、官公庁・公共施設が集積した拠点を目指して、「市民協働交流機能」「行政機能」「街の活力を生み出していく機能」「協働社会の推進機能」を導入し活性化を図るものとしている。

2 郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置

(1) 基本戦略

① 岐阜市の将来都市構造について（集約型都市構造への再編）

岐阜市の市街地は低密度拡散型の都市構造となっており、今後、人口減少・超高齢社会を迎えるなかで、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能が集約的に集積した、高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれる“持続可能な都市構造”への転換が求められおり、以下の方針に基づき取り組むこととする。

- 1) 中心部においては、多様な都市機能の集積を図る。
- 2) それぞれの周辺の生活圏域において、日常生活拠点として機能の充実を図り、歩いて暮らせる生活圏を形成する。
- 3) 中心市街地周辺部では、居住環境の維持・保全に向けた土地利用の見直しが求められる。

② 都市機能の適正立地に向けた取り組み方針

上記の集約型都市構造の実現を目指し、その集約拠点として中心市街地を再生し、また周辺地域での生活圏を形成するため、さらに自然環境、歴史、文化等を活かした都市づくりによる「岐阜らしさ」の創出するため、都市機能の配置については、以下の方針に基づき取り組むこととする。

- 1) 公共公益施設（病院、社会福祉施設、学校等）、住宅、オフィス、商業施設などの適正立地を促進する。
- 2) 都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設の適正立地を図る。
- 3) 集約型都市構造を実現していくため都市計画の見直しについて検討を進める。

(2) 主要施策の方針

① 公共公益施設立地調整システムの整備

都市計画法の改正により、医療施設、社会福祉施設、学校、庁舎、官舎等についても、新たに開発許可が必要となり、行政が関与することができるようになった。

このようなことから、既設の「公共施設適正配置等に関する委員会」を含めて、計画時に必要な調整を行ない、集約型都市構造を実現するための公共公益施設立地調整システムを構築する。

② 準工業地域における大規模集客施設の適正立地

中心部においては、多様な都市機能が集積する拠点として大規模集客施設の積極的な立地誘導に努めるために、今後新たに準工業地域全域における特別用途地区等

を活用した大規模集客施設の立地制限に取り組む方針を決定し、岐阜市都市計画審議会において報告し、大規模集客施設の立地規制に関する特別用途地区について平成19年8月29日に岐阜市都市計画審議会の審議を経て、平成19年11月30日に定めた。

③ 都市構造再編のためのその他の都市計画の見直し

中心市街地周辺部や郊外部においても、集約型都市構造への改編に向け、魅力ある地域づくり・居住環境改善等の地区特性に合わせ、用途地域を含め、都市計画の見直しについて総合的な検討を進める。この際、特に商業系地域や住居系地域の指定区域の見直し等を行い、その適正化に努める。

[2] 都市計画手法の活用

1 都市計画審議会への報告

基本計画の認定基準となる、準工業地域内における大規模集客施設（店舗、飲食店、展示場等で床面積 10,000 m²を超えるもの）の立地を規制するための特別用途地区を指定することについては、平成18年10月24日に開催した岐阜市都市計画審議会（協議会）において以下の方針を報告し、基本的に了承を得、平成19年8月29日に岐阜市都市計画審議会の審議を経て、平成19年11月30日に定めた。

■岐阜市都市計画審議会（協議会）報告事項

【資料】準工業地域における特別用途地区指定の運用方針について〔抜粋〕

○大規模集客施設の適正立地について

大規模集客施設の立地については次の方針を基本とする。

中心部においては、多様な都市機能が集積する拠点として大規模集客施設の積極的な立地誘導に努める。

また、周辺部においては、生活圏において地域住民が自転車や歩いて日常生活サービスが享受できるよう、地域の特性に応じた「中心部で成り立たないもの」や「生活拠点としての充実に必要な施設」等については、都市計画の変更も視野に入れた対応を講ずる。

（案）

①基本方針

- ・大規模集客施設は、商業地域、近隣商業地域への立地を基本とし、準工業地域への立地は抑制する。
- ・既存の大規模集客施設については、地域の状況に応じ、都市計画の変更を検討する。
- ・生活圏形成上、必要と認められる大規模集客施設については、地域の特性に応じ都市計画の変更も視野に入れた対応を講ずる。

②具体的手法

- 準工業地域全域を対象に、都市計画法に基づく特別用途地区の「大規模集客施設立地抑制地区（仮称）」を指定する

対象面積	1,213ha
規制対象	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が10,000 m ² を超えるもの

- 既存不適格建築物については、以下のとおり対応する

- ・増築、改築、建物用途変更については、特別用途地区条例に適用除外規定を設け、

- 一定の範囲内（基準時の1.2倍）で認める。
- 地区の状況により、必要な場合は用途地域の変更を行う。

③立地規制の課題の対応

岐阜市における準工業地域での大規模集客施設立地抑制施策が効果を発揮するためには、周辺市町を含めた広域的な観点からの立地誘導・抑制が必要となる。

平成19年11月30日に定めた特別用途地区（大規模集客施設立地規制地区）は、内容として「準工業地域における特別用途地区指定の運用方針について〔抜粋〕」を受けたものであり、岐阜市内の全ての準工業地域、約1,213haを対象として、広域的な都市構造やインフラに大きな影響を及ぼす大規模な集客施設の立地を規制し、都市機能が適切に配置された均衡ある都市構造とするために定められた。

(1) 運用方針に関する委員からの質問・意見と事務局（岐阜市）の回答

【委員からの質問・意見】

- ① 公共施設適正配置は重要となるが、どのように進めるのか。
- ② 準工業地域の規制は全面的なのか、必要な箇所だけなのか。また、面積要件は妥当か。さらに、準工業地域の規制により不適格となる施設についてどのように対応するのか。
- ③ 近接する市に大規模集客施設の出店予定がある中、市内の準工業地域を対象に規制することについてどのように考えるか。

【事務局（岐阜市）の回答】

- ① 公共施設の配置については、市内の横連携をとる仕組みづくりを再構築し、適正配置の整理を考えていきたい。
- ② 準工業地域全てに規制をかけることになる。面積要件については、都市構造への影響を考えたとき10,000㎡が妥当と考える。また、不適格となる施設への対応については、地域の実情を踏まえ、用途地域の変更も含め適切に判断していく。
- ③ 広域調整については、岐阜県に働きかけていきたい。

2 大規模集客施設の立地規制に向けたスケジュール

準工業地域内における大規模集客施設の立地規制については、以下のスケジュールで都市計画手続き等を進めた。

平成18年8月21日	都市計画審議会で「まちづくり三法見直しに係る岐阜市の方針」について説明
平成18年10月24日	都市計画審議会で「準工業地域における特別用途地区指定の運用方針」について説明
平成19年8月29日	都市計画審議会で「特別用途地区（大規模集客施設立地規制地区）」審議
平成19年9月28日	岐阜市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例公布
平成19年11月30日	岐阜市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例施行特別用途地区（大規模集客施設立地規制地区）を定める

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

1 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現状

中心市街地活性化区域における、過去10年以内に撤退した大規模建築物については以下のとおりである。

【中心市街地における大規模建築物等の既存ストック概要】

旧施設名	敷地面積	床面積	開店時期	経過年数 (平成24年2月現在)
長崎屋岐阜店	1,205.58㎡	8,118.18㎡	昭和50年開店	閉店後10年 平成14年2月閉店
センサ	(北)624.14㎡ (南)582.38㎡	(北)2,444.30㎡ (南)3,350.04㎡	昭和40年開店	閉店後7年6カ月 平成16年8月閉店

資料: 岐阜市中心市街地活性化推進課調べ

2 岐阜市における庁舎などの行政機関、病院・学校の都市福利施設の立地状況

岐阜市における主な施設の立地状況は以下のとおりである。

【市もしくは関連団体が設置している主な公共公益施設の概要】

施設名	所在地	施設規模
ハートフルスクエア-G	橋本町1丁目10番地23	11,555 m ²
岐阜市立図書館 分館		
岐阜市体育ルーム		
岐阜市文化産業交流センター	橋本町1丁目10番地1	10,214 m ²
岐阜市文化センター	金町5丁目7番地2	10,270 m ²
岐阜市役所	今沢町18番地	17,545 m ²
岐阜市役所南庁舎	神田町1丁目11番地	5,003 m ²
ドリーシアター岐阜	明德町6番地	3,952 m ²
岐阜市民会館	美江寺町2丁目6番地	8,266 m ²
保健所・中市民健康センター	都通2丁目19番地	2,511 m ²
福祉健康センター	都通2丁目23番地	
市民福祉活動センター	都通2丁目2番地	
岐阜市立図書館 本館	八ツ寺町1丁目7番地	1,913 m ²

資料: 岐阜市中心市街地活性化推進課調べ

【教育・文化施設】

施設名	施設数	施設内訳
幼稚園	44	市立4、私立40
小学校	49	市立47、国立1、私立1
中学校	27	市立22、国立1、私立4
高等学校	19	市立1、県立11、私立7
高等教育機関(大学、高専等)	6	市立2、国立1、私立3
専修学校、各種学校	24	専修学校(公立3、私立11)、各種学校(私立10)
図書館	3	市立2、県立1
市民会館・文化センター コミュニティセンター	10	市民会館、文化センター、コミュニティセンター(東部、西部、北部、南部、日光、長森、市橋、北東部)
博物館・美術館	2	市立1、県立1

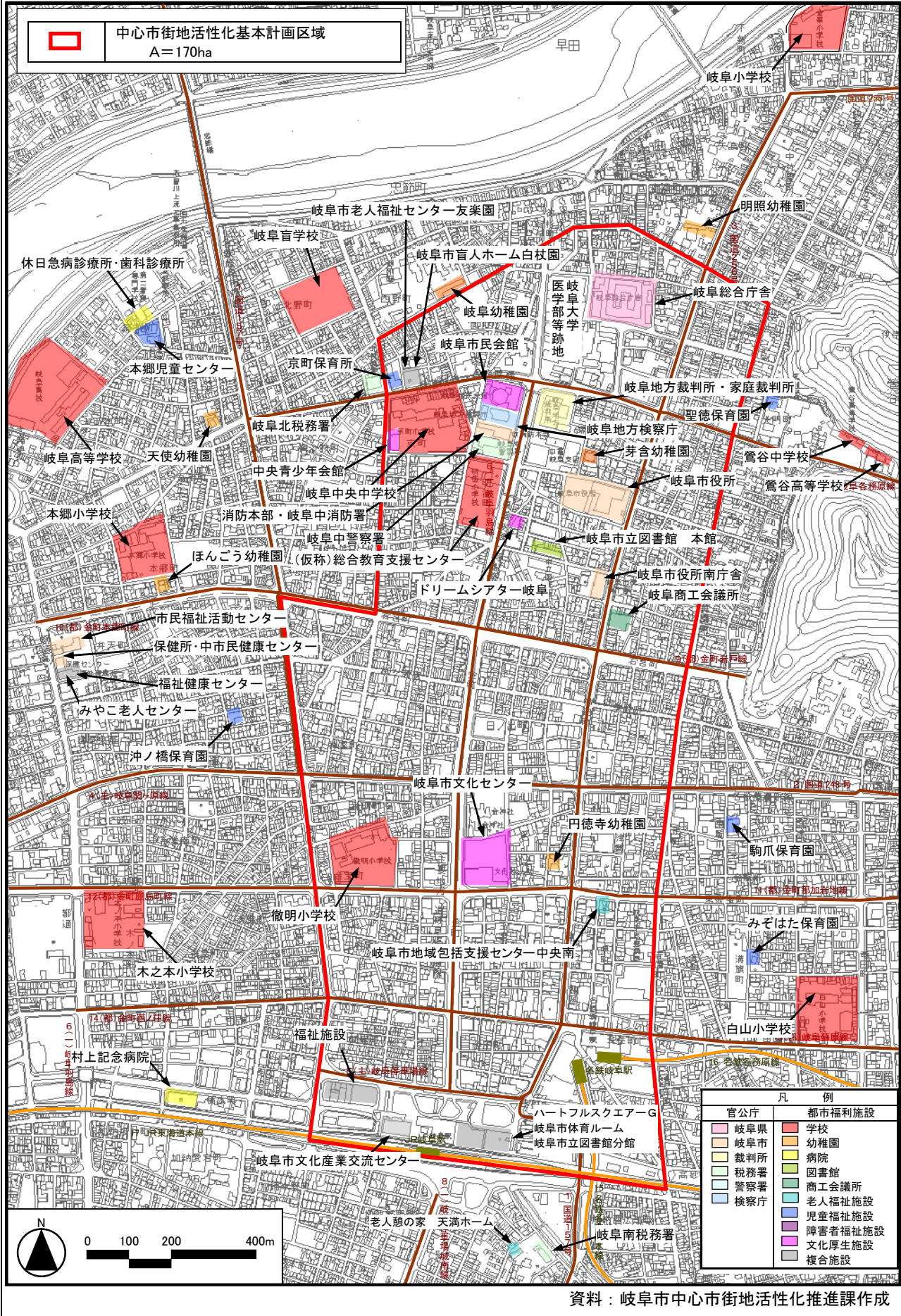
資料: 岐阜市中心市街地活性化推進課調べ

【医療・福祉施設】

施設名	施設数	備考
病院・診療所	443	
保育所	46	

資料: 岐阜市保健所、福祉部調べ

【公共公益施設・都市福利施設分布図(文化、医療、福祉、行政、幼稚園・保育所、学校)】



3 岐阜市及びその周辺の大規模小売店舗の立地状況

岐阜市及びその周辺(関市、羽島市、各務原市、山口市、瑞穂市、本巣市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、本巣郡北方町、愛知県一宮市)の1,000㎡以上の大規模小売店舗の立地状況及び同地域内で店舗面積10,000㎡を超える大規模小売店舗の概要は、以下のとおりである。

【大規模小売店舗の状況(岐阜市)】

	1,000～1,499㎡	1,500～2,999㎡	3,000～4,999㎡	5,000～9,999㎡	10,000㎡以上	計
店舗数(店)	12	29	10	5	9	65
店舗面積計(㎡)	16,500	66,412	38,416	28,678	178,118	328,124

資料: 東洋経済新報社「全国大型小売店総覧2012」、岐阜市調査

【大規模小売店舗の状況(岐阜市周辺)】

	関市	羽島市	各務原市	山口市	瑞穂市	本巣市	羽島郡岐南町	羽島郡笠松町	本巣郡北方町	一宮市	計
店舗数(店)	21	5	24	4	7	14	9	3	6	55	148
店舗面積計(㎡)	88,254	33,235	161,606	13,364	36,328	120,162	25,369	8,806	32,976	266,964	787,064

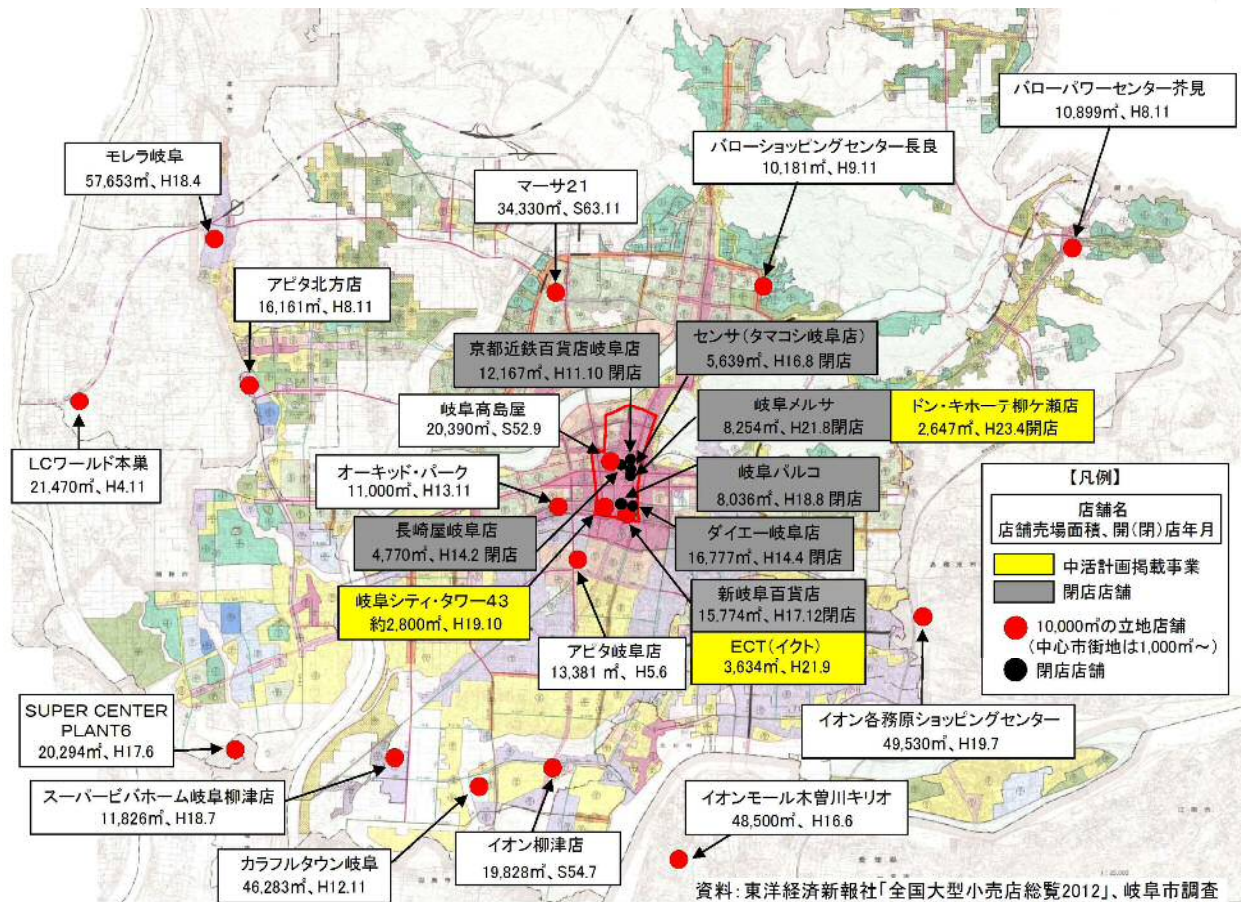
資料: 東洋経済新報社「全国大型小売店総覧2012」、岐阜市調査

【岐阜市及びその周辺の大規模小売店舗(店舗面積10,000㎡を超える)】

	市名	所在地	大規模小売店舗の名称	開店日	店舗面積(㎡)	小売業者の概要
①	岐阜市	柳津町	カラフルタウン岐阜	H12.11	46,283	イトーヨーカ堂
②	岐阜市	正木	マーサ21(イオン岐阜店)	S63.11	34,330	イオンリテール
③	岐阜市	日ノ出町	平和ビル(岐阜高島屋)	S52.9	20,390	岐阜高島屋
④	岐阜市	柳津町	タイヨーショッピングセンター(イオン柳津店)	S54.7	19,828	イオンリテール
⑤	岐阜市	加納神明町	岐阜ショッピングプラザ(アピタ岐阜店)	H5.6	13,381	ユニー
⑥	岐阜市	柳津町	スーパービバホーム岐阜柳津店	H18.7	11,826	LIXILビバ
⑦	岐阜市	香蘭	オーキッド・パーク	H13.11	11,000	ヤマナカ
⑧	岐阜市	芥見南山	パローパワーセンター芥見	H8.11	10,899	パロー
⑨	岐阜市	長良東	パローショッピングセンター長良	H9.11	10,181	パロー
⑩	各務原市	那加萱場町	イオン各務原ショッピングセンター	H19.7	49,530	イオンリテール
⑪	瑞穂市	犀川	SUPER CENTER PLANT6	H17.6	20,294	PLANT
⑫	本巣市	三橋	モレラ岐阜	H18.4	57,653	パロー
⑬	本巣市	政田	LCワールド本巣	H4.11	21,470	フードセンター富田屋
⑭	本巣郡北方町	平成	ザ・ノースモール21(アピタ北方店)	H8.11	16,161	ユニー
⑮	愛知県一宮市	木曾川町	イオンモール木曾川キリオ(イオン木曾川店)	H16.6	48,500	イオンリテール

資料: 東洋経済新報社「全国大型小売店総覧2012」、岐阜市調査

【大規模小売店舗の立地状況(店舗面積 10,000 m²以上)】



【岐阜市における用途地域別大規模小売店舗の立地状況】

分類	大規模小売店舗の名称	主な業務	店舗面積 (m ²)	用途地域
郊外	カラフルタウン岐阜	ショッピングセンター	46,283	工業地域
郊外	マーサ21 (イオン岐阜店)	ショッピングセンター	34,330	近隣商業地域
中心	平和ビル (岐阜高島屋)	百貨店	20,390	商業地域
郊外	タイヨーショッピングセンター (イオン柳津店)	ショッピングセンター	19,828	近隣商業地域
郊外	岐阜ショッピングプラザ (アビタ岐阜店)	スーパー	13,381	準工業地域
郊外	スーパービバホーム岐阜柳津店	ホームセンター	11,826	準工業地域
郊外	オーキッド・パーク	複合店	11,000	商業地域
郊外	パローパワーセンター芥見	スーパー	10,899	商業地域
郊外	パローショッピングセンター長良	複合店	10,181	準住居地域

資料：東洋経済新報社「全国大型小売店総覧2012」

店舗面積 10,000 m²以上での郊外の大規模小売店舗については、8 件中 2 件が準工業地域に立地している。

[4] 都市機能の集積のための事業等

【岐阜市中心市街地活性化基本計画に掲載している事業】

事業名称	該当事項	第4章 市街地 整備改善	第5章 都市福利 施設	第6章 住宅の 供給	第7章 商業の 活性化	第8章 公共交通の 利便性増進等
公共サイン整備事業		●				
問屋町西部南街区第一種市街地再開発事業		●		●		
高島屋南地区第一種市街地再開発事業		●		●		
岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業		●				
まちなか歩き関連事業(御鮎街道)		●				
無電柱化推進事業(市道蕨城町玉宮町線)		●				
岐阜駅北口土地区画整理事業		●				
SWC推進事業(自転車走行環境整備事業(若宮町線ほか3路線))		●				
ゆとり・やすらぎ道空間事業(徹明地区)		●				
岐大跡地周辺道路整備事業(泉町西野町1丁目線ほか1路線)		●				
岐阜市中心部地域都市再生総合整備事業(岐阜駅周辺地区整備事業)		●				
街並み整備推進事業		●				
つかさのまち夢プロジェクト(岐阜大学医学部等跡地第1期施設整備事業)			●			
SWC推進事業(健康ステーション事業)			●			
高島屋南地区公共施設整備事業			●			
(仮称)総合教育支援センター等整備事業			●			
中心市街地新築住宅取得助成事業				●		
中心市街地個人住宅取得資金利子補給事業				●		
まちなか賃貸住宅家賃助成事業				●		
中心市街地建替え促進事業				●		
大規模小売店舗立地法の特例措置					●	
商店街情報発信拠点整備事業					●	
空き店舗対策事業					●	
大型空き店舗入居活用事業					●	
「教育」、「医療・健康」分野での空き店舗活用事業					●	
公益機能創出支援事業					●	
道三まつり(イベントシリーズ“春”)					●	
岐阜ど真ん中夏まつり(イベントシリーズ“夏”)					●	
ぎふ信長まつり(イベントシリーズ“秋”)					●	
フラッグアート展					●	
ア・ミュージアム岐阜					●	
せんい祭					●	
日ノ出町商店街アーケード改築事業					●	
暴力追放推進事業					●	
買い物宅配サービス事業					●	
岐阜市中心商店街活性化コンソーシアム事業					●	
中心市街地活性化プロデュース事業					●	
JR岐阜駅周辺施設連携促進事業					●	
ウィークエンドビルディングストアーズ					●	
中心商業地再生に向けた調査・分析					●	
柳ヶ瀬地区商店街活性化提案事業					●	
岐阜ファッション産業ブランド確立支援事業					●	
ファッション産業人材育成事業					●	
問屋街活性化アドバイザー派遣事業					●	
(仮称)メガ街コン					●	
(仮称)メガ街コンー冬の陣ー(イベントシリーズ“冬”)					●	
サンデービルディングマーケット					●	
(仮称)サンデービルディングデパートメント					●	
レンタサイクルポート整備事業						●
SWC推進事業(スマートウェルネスぎふ 健幸ウォーク)						●
さんぽ de 野外ライブ						●
携帯電話(QRコード)を活用したまちなか歩き支援事業						●
岐阜市信長公450(よんごーまる)周年事業(ぎふ信長楽市ブランド化事業)						●
BRT導入推進事業						●
中心部コミュニティバス推進事業、循環路線推進事業						●
長良川ツーデーウォーク						●
ぎふ市民健康まつり						●
元気・健康ンボジウム						●
健康づくりマップ活用事業						●
スマートシティ岐阜推進事業						●
次世代自動車普及促進事業						●
路上喫煙禁止啓発事業						●
柳ヶ瀬にぎわい創出事業						●
まちの魅力PR事業						●
柳ヶ瀬プロデュース事業						●
高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン						●
つかさのまち夢プロジェクト拠点のバス停整備事業						●
イベント情報発信サイト「のぶすと!」事業						●

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等

(1) にぎわいの創出に関連した活動

① 道路空間の有効活用社会実験（国土交通省）

平成16年10月、12月に玉宮通りで、国土交通省の支援による道路空間活用（オープンカフェ等）の社会実験を行ったが、歩行者通行量は平常時より50%程度増加した。

また、来街者に対するアンケート調査では、“オープンカフェ”は45.4%、“フリーマーケット”は36.3%、“ワゴンセール”は29.1%の人が良かったと評価し、こうした取組みによる道路空間の活用をもっと広げるほうが良いかという問いには、80.6%の人が“もっと増えてほしい”と答えた。

この社会実験から、商店街のモール化とにぎわいの仕掛けづくりにより商店街の集客性が向上することが実証され、その後、信長まつり時等定期的に道路空間活用を実施している。

玉宮通り商店街によるこうした継続的な取組みが評価され、平成18年、中小企業庁により、「がんばる商店街77選」の一つに選定された。

今後、さらにまちの魅力に磨きをかけ、集客性を高めるとともに、美しいまちづくり景観を創出するため、無電柱化事業を実施することとし、基本計画に位置づける。

【玉宮通りオープンカフェ等の社会実験における歩行者通行量の変化】

開催月日	曜日	調査ポイント1		調査ポイント2	
		歩行者通行量	通行量平均の割合	歩行者通行量	通行量平均の割合
実験前	9月18日	1,901		2,241	
	9月19日	2,260		2,618	
	計	4,161		4,859	
	平均	2,081	1.00	2,430	1.00
実験中	10月2日	4,083		3,895	
	10月3日	3,619		4,041	
	10月10日	2,811		3,017	
	10月16日	3,123		3,444	
	計	13,636		14,397	
	平均	3,409	1.64	3,599	1.48

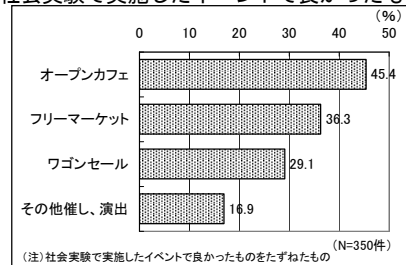
(注1) 実施年月：平成16年10月

(注2) 調査時間：10時～17時

(注3) 実験内容：オープンカフェ、イベント、ワゴンセール、フリーマーケット

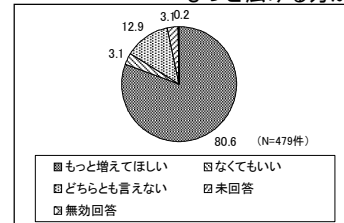
資料：岐阜市「光と緑あふれる歩行者空間創出実験（平成16年）」

【社会実験で実施したイベントで良かったもの】



資料：岐阜市「光と緑あふれる歩行者空間創出実験（平成16年）」

【オープンカフェ等による道路空間の活用をもっと広げる方がいいか】



資料：岐阜市「光と緑あふれる歩行者空間創出実験（平成16年）」

【「がんばる商店街77選」の掲載内容】

街並み整備とイベント開催で商店街の再生

① ここがポイント

商店街を中心とした地域住民がまちづくりの積極的参加を、まちづくり委員の積極的な活動と連携し、オープンカフェ等の実践的なイベントを開催。

■ 事業実施の経緯

1. 商店街の活性化とまちづくりの推進
2. 商店街の活性化とまちづくりの推進
3. 商店街の活性化とまちづくりの推進

■ 事業の成果

1. 商店街の活性化とまちづくりの推進
2. 商店街の活性化とまちづくりの推進
3. 商店街の活性化とまちづくりの推進

岐阜県

玉宮通り商店街

■ 玉宮通り商店街の活性化とまちづくりの推進

1. 商店街の活性化とまちづくりの推進
2. 商店街の活性化とまちづくりの推進
3. 商店街の活性化とまちづくりの推進

(出典：経済産業省中小企業庁「がんばる商店街77選（平成18年）」)

② 岐阜まち物語

岐阜の思い出や文化が濃密に溶け込んでいる中心市街地を楽しんでもらうイベント「岐阜まち物語」を平成18年度から展開し、平成23年度まで6回実施し好評を博した。

今後もまちの魅力をもPRする事業を実施し、まちなか歩き、まちなか観光を促進していく。



主な内容

- ・講演「花子と貞奴」、公演「小さい花子の物語」
- ・「川端康成・松尾芭蕉」展示
- ・古賀政男 影を慕いて レコード会
- ・岐阜懐かしのフィルム上映
- ・鶯谷高校音楽科演奏会、加納高校音楽科演奏会
- ・インターナショナル・タウンウォッチング
- ・ぎふ三十六景@バレンタイン 企画：ぎふ女子高生フォーラム
- ・文学ライブ 「映画の中のふるさと」
- ・岐阜街なかお宝探し
- ・岐阜芸妓検番公開
- ・わがまち探検マップコンクール
- ・柳ヶ瀬まちなか写真館 ほか

③ 岐阜市内の観光案内などに電波ポスターを導入「ITを活用したまちづくり実証実験」

国土交通省、岐阜県、岐阜市などで構成する「ITを活用したまちづくり実証実験実行委員会」は、平成17年8月から10月まで、岐阜市内の岐阜駅周辺から岐阜公園周辺の地域で、市民や観光客などに電波ポスターを利用して観光施設や飲食店等を案内する実証実験を実施した。

さらに、平成18年9月から、国・県との共同によるQRコードを活用した観光情報や市民生活情報を提供する実験を行ったところ、QRコードを介したアクセスページは、2ヶ月で約36,000にも及び関心の高さが伺えた。

そこで、携帯電話（QRコード）を活用したまちなか歩き支援事業として、基本計画に位置付け、まちの魅力ある情報を提供することで、地域住民や観光客によるまちの再発見やまちなか回遊を促進し、にぎわいの創出や個性的なまちづくりの契機とし、中心市街地の活性化や観光振興を図っている。

(2) 公共交通の利便性向上に関連した活動

① 「商店街等活性化買物バス運行事業」社会実験

平成14年9月28日から約5ヶ月間、経済産業省の中小商業活性化総合事業、岐阜県の岐阜県商店街等活性化事業、岐阜市の岐阜市中小企業振興補助金等の支援を得て、岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会が実施主体となり、商店街等活性化買物バス運行事業を実施した。

中心市街地の活性化を目的として、岐阜駅周辺から柳ヶ瀬、岐阜公園を周辺に無料買い物循環バス（柳バス）を運行した。

今後の利用に関する意向

	回答	割合
無料でも利用しない	8	0.9
100円位なら利用	689	75.6
有料なら利用しない	189	20.7
無回答	25	2.7
計	911	100.0

柳バスアンケート結果

	回答	割合
大変良い	816	89.6
プラス面多い	66	7.2
あまり役に立たない	5	0.5
続けても無駄	2	0.2
無回答	22	2.4
計	911	100.0

利用者の約 97%が買物循環バスに肯定的であり、約 76%の人が、100 円程度なら利用するとのアンケート結果を受け、平成 15 年 4 月から、岐阜乗合自動車株式会社が「柳バス」（ワンコイン 100 円）を継続運行している。

② 商店街バス券事業

郊外からバスを利用して商店街を訪れる人に対するサービスとして、岐阜市商店街振興組合連合会、岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会、岐阜乗合自動車株式会社が、平成 17 年 10 月、参加店舗で一定金額以上（物販 3,000 円、飲食 2,000 円）の買物・飲食をした来街者に「商店街バス券（200 円券）」の提供を開始している。

(3) その他活動

① レンタサイクル事業

岐阜市は、平成 15 年に「レンタサイクル社会実験」を行い、好評であったことから、平成 17 年 10 月、中心市街地を含む市内 3 箇所をポートとして本格実施を開始した。その後、さらなる利便性の向上が望まれたことから、平成 19 年度には新たにポートを 1 箇所増設し、現在 4 箇所のポートでレンタサイクルを運営している。

利用者数は増加傾向にあり、利用目的の約 6 割が観光及び買物など日常生活で使用されていることから、利便性向上が街の活性化に寄与するものと考えられる。

平成 24 年度には新たに 1 箇所のポートを増設する予定である。

② ゆとり・やすらぎ道空間事業

平成 15 年 10 月から 11 月にかけて実施した総合型交通社会実験の中の「まちなかゾーン実験」では、都心部において、安心して歩くことができる歩行環境改善に向けての、細道（裏道）への通過交通の流入防止等の実験を行った。

その結果、道路空間としては、歩行者や自転車が利用しやすく、安全な歩行環境整備が求められていることから、「ゆとり・やすらぎ道空間事業」を実施している。

[2] 都市計画との調和等

< P143 参照 >

[3] その他の事項

中心市街地の活性化に向けた取組み等を実施するに当たり配慮する基本的な事項等

民間・地域・行政、さらには国（出先機関）、県、市の一体的取組みによる強力な推進を図るため、全体的な計画の管理や実施体制の整備にも取り組む。

(1) 柳ヶ瀬活性化プロジェクトチーム

平成23年10月、岐阜県と岐阜市が柳ヶ瀬を活性化させるためのプロジェクトチームを結成し、ゆるキャラ「やなな」とともに、平成24年2月には街コンイベントである「やなコン」を開催するなど、柳ヶ瀬を盛り上げる取組みを行っている。

(2) JR岐阜駅周辺施設連携促進協議会

駅周辺地域の活性化を目指し、JR岐阜駅とその周辺施設（ハートフルスクエアG、アスティ岐阜、アクティブG、じゅうろくプラザ、岐阜シティ・タワー43）、岐阜県、岐阜市及び駅周辺地域関係者により、平成20年5月に設立された。県、市及び民間事業者や団体が連携し、活性化に向けた取組みを実施している。

(3) 中心市街地整備推進機構

本市の出資法人の中で、「中心市街地活性化に関する事業」を行うことを定めている「財団法人岐阜市にぎわいまち公社（平成24年4月より一般財団法人）」から、中心市街地整備推進機構の指定の申請があり、平成18年8月11日に指定した。

同公社は、まちづくり活動に関することなども事業として行っているが、中心市街地整備推進機構の指定を受けたことを機に、中心市街地活性化とまちづくりとを融合させ、平成20年7月に商店街の情報発信拠点として「岐阜市柳ヶ瀬あい愛ステーション」を整備し、市や商店街等と連携しながら数々の活性化への取組みを実施している。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	意義については、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「中心市街地活性化の基本方針」に記載。 目標については、「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載。
	認定の手続	中心市街地活性化協議会を組織し、協議会の意見を取り入れた基本計画を策定。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	位置及び区域は、都市機能が集積し、商業活動が盛んである区域を設定。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	有識者、経済界、地域住民等で組織する県都岐阜市のまちづくり協議会が、県都岐阜市のまちづくり構想を作成。同構想に基づき策定された1期基本計画の方針を引き継ぎ、基本計画案を市中心市街地活性化推進課において作成。地権者、民間事業者、地域住民等で組織された中心市街地活性化協議会の意見を取り入れ基本計画を策定。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設の適正立地のため、準工業地域全域を対象として、特別用途地区「大規模集客施設立地規制地区」を平成19年11月に都市計画決定した。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	個別事業に関して、実践的・試行的活動に取り組むとともに、関係者・行政が一体的に推進する体制を整備した計画となっている。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	市街地の整備改善のための事業等に関して、計画期間内で実現する事業等を記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	核的開発等の推進でにぎわいを創出するとともに、イベント実施等で柳ヶ瀬のまちの魅力を高め、柳ヶ瀬へ人を呼び込むことで、中心市街地全体のにぎわい創出と商業活性化を図る。また、まちなか居住を促進することで定住人口を増やす。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	市街地の整備改善のための事業等について、実施主体を記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	市街地の整備改善のための事業等について、実施時期を明記している。

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画

平成 2 4 年 1 0 月

[平成 2 4 年 6 月 2 8 日 認定]

[平成 2 5 年 3 月 2 9 日 変更]

[平成 2 5 年 7 月 2 5 日 変更]

[平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日 変更]

[平成 2 6 年 7 月 2 9 日 変更]

[平成 2 8 年 3 月 1 5 日 変更]

[平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日 変更]

編 集 岐阜市 まちづくり推進部 まちづくり推進政策課

〒500-8720

岐阜県岐阜市神田町 1 丁目 11 番地

電話 (058) 214-4494 FAX (058) 264-8608

E-Mail machi-sei@city.gifu.gifu.jp

HomePage <http://www.city.gifu.lg.jp/>